次

目

則

○事務委任規則の一部を改正する規則

訓 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

入

規

則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成二十年三月三十一日

○宮城県規則第三十八号

宮城県知事

村

井

嘉

浩

事務委任規則の一部を改正する規則

宮

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。 第五条第六号中「老人福祉施設保護費負担金に係るもの ( 第二十三条第一項の規定による立入検査

第七号中「在宅障害者(児)福祉事業費補助金」を「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費補 等に限る。)及び居宅生活支援事業費補助金」を「高齢者保健福祉関係事業費補助金」に改め、同条

助金」に改め、同条第八号ル中「八」の下に「及び二」を加え、同号に次のように加える。

ヲ に限る。 第五十九条第一項の規定による報告の請求及び立入調査(認可外保育施設の長に対するもの

ワ 第五十九条第三項の規定による勧告 (認可外保育施設の長に対するものに限る。)

第五十九条の二第一項及び第二項の規定による届出の受理

第五条第十四号に次のように加える

(1) ヲ 第七十九条第二項から第四項までの規定による事業の開始、変更並びに廃止及び休止の届出

行 城

の受理(障害福祉サービス事業(居宅介護、

重度訪問介護、

行動援護、

児童デイサービス、

第二十五号から

宮 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

入 事 事 本町三丁目8番 課 ページ 五 製造業」を「薬局製造販売医薬品製造業」に改め、同号ホを同号トとし、同号ニ中「(以下「薬局医 販売業」を「薬局製造販売医薬品製造販売業」に改め、同号へを同号チとし、同号ホ中「薬局医薬品 業」を「薬局製造販売医薬品製造販売業」に改め、同号トを同号リとし、同号へ中「薬局医薬品製造 売業及び薬局製造販売医薬品製造業」に改め、同号チを同号ヌとし、同号ト中「薬局医薬品製造販売 までとし、同号チ中「薬局医薬品製造販売業及び薬局医薬品製造業」を「薬局製造販売医薬品製造販 造販売医薬品製造業者及び医療機器修理業者」に改め、同号中ワをヨとし、リからヲまでをルからカ 造販売業者及び薬局製造販売医薬品製造業者」に改め、同号中ヨをレとし、力をタとし、同号ワ中 同号ソ中「薬局医薬品製造業」を「薬局製造販売医薬品製造業」に改め、同号ソを同号ネとし、同号 第二十九号までを六号ずつ繰り上げ、同項第三十号中ラをウとし、ツからナまでをナからムまでとし、 をソとし、同号ヨ中「薬局医薬品製造販売業者及び薬局医薬品製造業者」を「薬局製造販売医薬品製 レ中「薬局医薬品製造販売業」を「薬局製造販売医薬品製造販売業」に改め、同号中レをツとし、 薬局医薬品製造販売業者及び薬局医薬品製造業者」を「薬局製造販売医薬品製造販売業者、薬局製 第六条第一項中第十八号から第二十三号までを削り、第二十四号を第十八号とし、 期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護及び共同生活援助に限る。) 及び相談支援事業

第八条の二第一項及び第二項の規定による薬局開設者からの薬局に関する情報の報告の受理 第八条の二第四項の規定による市町村その他の官公署に対する薬局に関する情報の提供の請

薬品」という。)」を削り、同号中二をへとし、八をホとし、口の次に次のように加える

次に次のように加える。 同項第五十五号イを削り、同号ロ中「第三条第四項」を「第三条」に改め、同号中口をイとし、その 第四十六号から第五十二号までを削り、第五十三号を第四十号とし、第五十四号を第四十一号とし、 第六条第一項中第三十号を第二十四号とし、第三十一号から第四十五号までを六号ずつ繰り上げ、

ロ 第五条の規定による認定の取消し

の次に次の一号を加える。 第六条第一項第五十五号中八を削り、二を八とし、 ホをニとし、 同号を同項第四十二号とし、

四十三 先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則 (平成十二年宮城県規則第九十五号)

第十一条第三項の規定による費用の交付

とし、八を口とし、その次に次のように加える。 第六条第一項第五十六号イを削り、同号ロ中「第四条第四項」を「第四条」に改め、同号中ロをイ

八 第七条の規定による認定の取消し

第六条第一項第五十六号ニを削り、同号を同項第四十四号とし、同項に次の一号を加える

四十五 肝炎治療に係る医療費用交付規則 (平成二十年宮城県規則第四十九号) 第九条第一項ただ し書の規定による費用の交付

第六条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」

を

2 「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える 前項に掲げるもののほか、仙南保健所長、塩釜保健所長、大崎保健所長、石巻保健所長及び気仙

沼保健所長に、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成十二年法律第百四号) の施行に関する次

第十八条第二項の規定による申告の受理

第十九条の規定による助言又は勧告

報

第四十二条第二項の規定による報告の徴収 第二十条の規定による措置命令

第四十三条第一項の規定による立入検査 (保健所長に委任された事務に関し必要となる場合

に限る。

二 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成十四年法律第八十七号) の施行に関する次のこ

1 第十九条の規定による指導及び助言

第九十条の規定による勧告及び命令

第二十条の規定による勧告及び命令

第百三十条第一項の規定による報告の徴収

第百三十一条第一項の規定による立入検査

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号)の施行に関する次のこ

1 第九条第三項の規定による一般廃棄物処理施設の休廃止等の届出の受理 یے

第九条第六項の規定による一般廃棄物処理施設の設置者の欠格要件該当の届出の受理

八 第九条の三第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出の受理

第九条の三第三項の規定による一般廃棄物処理施設の設置に係る計画の変更又は廃止の命令 八

ホ 第九条の三第四項ただし書の規定による通知

第九条の三第七項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出の受理

1 又は廃止の命令及び通知 第九条の三第八項において準用する同条第三項及び第四項ただし書の規定による計画の変更

チ 第九条の三第九項の規定による一般廃棄物処理施設の改善命

第九条の三第十項において準用する第九条第三項及び第四項の規定による届出の受理

第九条の七第二項の規定による一般廃棄物処理施設設置者の地位の承継の届出の受理

第十二条の三第六項の規定による報告書の受理

第十二条の六の規定による勧告

ワ ヲ ル ヌ IJ

第十五条の十九第一項から第三項までの規定による土地の形質の変更の届出の受理

第十八条の規定による報告の徴収(情報処理センターに対するものを除く。)

第十九条第一項の規定による立入検査

∃ 力

第十九条の三の規定による改善命令

第二十一条の二第一項の規定による特定処理施設の事故時の届出の受理

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成十三年法律第六十五

号)の施行に関する次のこと。

1 第八条の規定による保管等の届出の受理

第十二条第二項の規定による事業者の地位の承継の届出の受理

Л 第十四条の規定による指導及び助言

第十六条第一項の規定による改善命令

ホ 第十七条の規定による報告の徴収

第十八条第一項の規定による立入検査

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則 (平成十三年環

境省令第二十三号) 第八条第三号イ及び第四号の規定による譲渡し及び譲受けの承認

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年宮城県条例第十九号)第十四条の規定

による報告の徴収及び立入検査

六 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例 (平成十七年宮城県条例第百五十一号) の施行に関

する次のこと。

1 第八条第三項の規定による不適正な処分等の報告の受理

第十条第一項の規定による報告書の受理

第十二条第二項の規定による特定中間処理産業廃棄物の保管状況の届出の受理

第十三条第四項の規定による不適正処理の状況の報告の受理

第十七条の規定による報告の徴収

朩

宮

県

- - 第十九条の規定による勧告 (第八条及び第十六条の規定を遵守しない場合に限る。)

第十八条の規定による立入検査

- 第二十一条の規定による改善命令
- 七 の対象とされた工場又は事業場に係るもの及び揮発性有機化合物排出施設に係るものを除く 又は事業場に係るものを除き、トにあつては知事が締結する公害の防止に関する協定においてそ まで及びチにあつては、知事が締結する公害の防止に関する協定においてその対象とされた工場 大気汚染防止法 (昭和四十三年法律第九十七号) の施行に関する次のこと。 ただし、口からへ
- 1 条の十三第二項において準用する場合を含む。)、第十二条第三項 (第十七条の十二第二項及び 第十八条の七第一項並びに第十八条の十五第一項及び第二項の規定による届出の受理 条の六、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第一項、第十八条の六第一項及び第三項 第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)、第十七条の四、第十七条の五、第十七 第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条 (第十七条の十二第二項及び第十八
- 第九条、第十八条の八及び第十八条の十六に規定する計画の変更命令等
- 八 限期間短縮の承認 第十条第二項 (第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。) の規定による実施制
- 第十四条及び第十八条の十一の規定による改善命令等
- 朩 第十七条第二項の規定による事故時の通報の受理及び同条第三項の規定による措置命令
- 第十八条の四及び第十八条の十八の規定による基準適合命令等
- 第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- 附則第十項の規定による勧告及び附則第十一項の規定による報告の徴収
- る協定においてその対象とされた特定事業場に係るものを除く あつては、湖沼水質保全特別措置法 (昭和五十九年法律第六十一号)第十四条の規定により適用 される場合を含む。)。ただし、ロ、ハ、ホ及びへにあつては、知事が締結する公害の防止に関す 水質汚濁防止法 (昭和四十五年法律第百三十八号) の施行に関する次のこと (仙南保健所長に
- 1 第五条から第七条までの規定による届出の受理
- 第八条に規定する計画の変更命令等
- 八 第九条第二項の規定による実施制限期間短縮の承認
- = 第十条及び第十一条第三項の規定による届出の受理
- 第十三条第一項の規定による改善命令等
- 朩
- 九 土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) の施行に関する次のこと。

(3)

第二十二条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

- 1 第三条第一項の規定による報告の受理
- П いう。) 第一条第二項ただし書の規定による報告期限の延長の申請 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下この号において「規則」

ح

- 第三条第一項ただし書の規定による確認
- 規則第十二条第四項の規定による届出の受理

=

Л

- 規則第十二条第五項の規定による確認の取消し及びその通知
- 規則第十二条第七項の規定による届出の受理
- 第三条第二項の規定による通知

۲ ^ 朩

- 第三条第三項の規定による報告及び報告内容の是正の命令
- 第四条第一項の規定による調査及び報告の命令
- 第九条第一項から第三項までの規定による届出の受理

ヌ IJ チ

ル

- 第九条第四項の規定による計画の変更の命令
- ヲ 第二十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査 (保健所長に委任された事務に関し
- ワ 第三十条の規定による施設の管理者との協議 (チ、リ及びルに係るものに限る。) 必要となる場合に限る。
- 第三十一条第二項の規定による協力の要請及び意見の陳述 ( 所管区域内の機関等に対するも

第八十六号) 第五条第二項の規定による届出 (行政手続等における情報通信の技術の利用に関す

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律

- 除く。) の受理 る法律 (平成十四年法律第百五十一号) 第三条の規定による電子情報処理組織を使用した届出を
- 十一(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)の施行に関する次のこと。
- 1 第十二条から第十四条まで、第十八条及び第十九条第三項の規定による届出の受理
- 第二十三条第二項の規定による通報の受理

- 第二十八条第三項の規定による結果の報告の受理
- 第三十四条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- 十二(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和四十六年法律第百七号) の施行に 関する次のこと。ただし、口にあつては、知事が締結する公害の防止に関する協定においてその
- 対象とされた特定工場に係るものを除く。
- の規定による届出の受理 第三条第三項(第四条第三項、第五条第三項及び第六条第二項において準用する場合を含む。)

平成20年3月31日 月曜日 宮 城 県 公

> 第十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

† = 公害防止条例 (昭和四十六年宮城県条例第十二号) の施行に関する次のこと

1 第十二条の規定による苦情の処理

П 十八条、第四十九条第三項、第五十条第三項並びに第六十四条第三項の規定による届出の受理 第二十九条第二項、第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条第二項、第三十五条第一項、 第三十六条第一項、第三十七条第一項及び第二項、第四十条、第四十一条第三項、第四十二条 三条第三項、第二十四条第二項、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項 第十七条第一項、第十八条第一項、第十九条第一項、 第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第二項、 第二十条第二項、 第二十二条、 第二十 第四

第二十条第一項、第二十九条第一項及び第四十六条第一項の規定による計画変更命令等

第三十八条の規定による計画変更勧告

報

朩 実施制限期間短縮の承認 第二十一条第二項、第三十条第二項、第三十九条第二項及び第四十七条第二項の規定による

第二十四条第一項及び第三十三条第一項の規定による改善命令等

項の規定による改善勧告、改善命令等 第四十二条第一項及び第二項、第五十条第一項及び第二項並びに第六十四条第一項及び第二

第七十二条第一項及び第三項の規定による報告の徴収及び立入検査

を次のように改める。 長」に改め、同条第一号イ及びロ中「地域子どもセンター」を「児童相談所」に改め、同条第二号イ 第八条の見出しを「(児童相談所長)」に改め、同条中「地域子どもセンター所長」を「児童相談所

第八条の二第一項の規定による出頭の要求、調査及び質問

第八条第二号中八をへとし、口をホとし、イの次に次のように加える。

第八条の二第三項及び第九条第一項の規定による立入調査等

第九条の二の規定による再出頭要求等

第九条の三第一項の規定による臨検及び捜索

県市町村合併準備交付金」を加え、「、宮城県商店街競争力強化推進事業費補助金」を削り、「 栗原地 ものを除く。)」を加え、同項第二十号中「(明治三十二年法律第二十四号)」を「(平成十六年法律第 第十二号中「次のこと」の下に「(二以上の地方振興事務所の所管区域に販売所を設ける場合に係る 百二十三号)」に改め、同項第四十二号中「みやぎ新しいまち・未来づくり交付金」の下に「、宮城 第十条第一項第七号ただし書中「ただし、」の下に「農業共済組合連合会及び」を加え、同号中イ 口をイとし、八を口とし、二を削り、ホをハとし、へからチまでを二からへまでとし、同項

> 削る。 の下に「(石巻市、栗原市、東松島市及び牡鹿郡の区域に係るものに限る。)」を加え、同条第四項を 巻地方振興事務所長」を「北部地方振興事務所長及び東部地方振興事務所長」に改め、「掲げる事務」 方振興事務所長」を「北部地方振興事務所長」 に改め、 同条第三項中「栗原地方振興事務所長及び石

第十条の二中第四号を第五号とし、 第三号を第四号とし、 第二号の次に次の一号を加える。

県以外の者から委託を受けて行う研究、調査、研修等に係る契約の締結

Ξ

中八を二とし、口の次に次のように加える 可に係るもの」を「(別表第六の下欄に掲げる使用料の免除の割合が十割である場合」に改め、同号 第十二条の二第二号中二をホとし、同号八中 「( 公園の占有でその占有期間が一月未満のものの許

第十一条の二ただし書の規定による使用料の返還

八

第十三条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 県以外の者から委託を受けて行う研究、調査等に係る契約の締結

第十三条の二各号中「卸売業者」の下に「又は二以上の地方振興事務所の所管区域に販売所を設け

る小売業者」を加える。

第十四条に次のただし書を加える。

巻市、東松島市及び牡鹿郡の区域に係るものを除いた事務を処理する権限を委任する。 衛生所長にあつては栗原市の区域に係るものを除いた事務を、東部家畜保健衛生所長にあつては石 ただし、第五号から第八号まで、第十二号及び第十三号に掲げる事務については、北部家畜保健

第十四条の二中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

県以外の者から委託を受けて行う研究、調査等に係る契約の締結

術総合センター所長」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加 第十六条の見出しを「( 林業技術総合センター 所長)」に改め、同条中「林業試験場長」を「林業技

県以外の者から委託を受けて行う研究、調査等に係る契約の締結

を「水産技術総合センター所長」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号 第十七条の見出しを「( 水産技術総合センター所長)」に改め、同条中「水産研究開発センター所長」

Ξ 県以外の者から委託を受けて行う研究、調査等に係る契約の締結 の次に次の一号を加える

第十七条の二を削る。

同号中トをチとし、へをトとし、ホの次に次のように加える。 第十八条第一項第十三号イ中「第十八条第十三項第一号」を「第十八条第二十二項第一号」に改め、 県

あらかじめ、宮城県建築審査会の同意を得ている場合に限る。 第四十三条第一項ただし書の規定による敷地等の接道に関する許可(許可することについて:

9

第二項の規定にかかわらず、地方振興事務所の地域事務所長、

副所長、

地域事務所の副所長、

部

務所長」に改める。 り建築主事が行うこととなる事務に係るものに限る。)」を削り、同条第三項中「岩沼海浜緑地の管理 第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二」を「第三十一条の二第二項第十六号二、第六十二条 同号イ中「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」を「第三十一条の に関し、仙台東土木事務所長に」を「岩沼海浜緑地、」に改め、「石巻土木事務所長」を「東部土木事 の三第四項第十六号二」に改め、同項第四十五号中「(建築基準法第九十七条の二第一項の規定によ 「及び石巻市」を「、石巻市及び大崎市」に改め、「多賀城市」の下に「、栗原市、 二第二項第十五号八、第六十二条の三第四項第十五号八」に改め、同号ロ中「第三十一条の二第二項 第十八条第一項第三十四号中「石巻市」の下に「及び大崎市」を加え、 同項第三十六号ただし書中 大崎市」を加え、

附 則

施行期日)

1 この規則は、 平成二十年四月一日から施行する。

経過措置

2 に係る許可その他の事務については、 この規則の施行の日の前日までに知事又は地方振興事務所長に対してなされた申請その他の行為 なお従前の例による

### 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第六号

宮

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する

第三条第二項中「(以下「所長」という。)」を削り、同条第八項を次のように改める

8 掲げる事務を専決することができる その地方機関の長 (以下「所長」という。)の権限に属する事務又は専決事項のうち、別表第三に 第二項の規定にかかわらず、地方機関の地域事務所の所長 (以下「地域事務所長」という。) は

(5) 同項を同条第十項とし、 「八条中第十項を第十一項とし、同条第九項中「副所長」の下に「、 同条第八項の次に次の一項を加える。 出先機関の副所長」を加え、

> げる事務を、保健福祉事務所の地域事務所長、部長、地域事務所の部長及び支所長はその所長の権 の権限に属する事務又は専決事項のうち別表第七に掲げる事務を、土木事務所の地域事務所長は土 の権限に属する事務又は専決事項のうち別表第六に掲げる事務を、児童相談所の支所長はその所長 限に属する事務又は専決事項のうち別表第五に掲げる事務を、保健所の部長及び支所長はその所長 務所の支所長はその所長の権限に属する事務又は専決事項のうち別表第十に掲げる事務を専決する 木事務所の所長の権限に属する事務又は専決事項のうち別表第八に掲げる事務を、水産技術総合セ ンターの場長はその所長の権限に属する事務又は専決事項のうち別表第九に掲げる事務を、港湾事 ことができる。 地域事務所の部長及び支所長はその所長の権限に属する事務又は専決事項のうち別表第四に掲

第五条第一項の表所長の項中「副所長 ( 複数 」を「地方機関に置かれる副所長 ( 複数 」に改め、「 出

先機関の支所長」の下に「及び場長」を加え、

担当)の順) 担当)、他の次長 務を担当する次長 (総括 機関にあつては、当該事 く部若しくは局又は出先 の次長 (総括担当)を置 次長 (総括担当) (複数 又は出先機関に置かれる 地方機関の部若しくは局 を

担当する次長 (総括担 関(地域事務所を除く。 部若しくは局又は出先機 次長 (総括担当)を置く 長 (総括担当) (複数の 又は出先機関(地域事務 当)、他の次長(総括担当) にあつては、当該事務を 所を除く。)に置かれる次 地方機関の部若しくは局

に改め、 同項の次に次のように加える。

- TA												
地 域 事 務 所 長												
長(総括担当)(複数の長(総括担当)(複数の長(総括担当)を置く地域事務所にあつては、地域事務を担当する次長(総括担当)がしていた。	ものに限る。)の順)当該担当する事務に係る	する副所長にあっては、 事が担当する事務を担当する は、当該事務を担当する は、当該事務を担当する は、当該事務を担当する が担当する事務を記する										
を命ぜられた職にある者庶務を担当する班の班長	長(総括担当)を除く。) 事務所の部に置かれる次 次長(総括担当)(地域	事務を担当する部長地域事務所に置かれ当該										
		地域事務所の部に置かれる次長(総括担当)(複数の次長(総括担当)を数の次長(総括担当)を数の次長(総括担当)を指担当する次長(総括担当)の順)										

第五条第一項の表副所長の項中 副所長 を れるものを除 事務所に置か 副所長 (地域 に、「他の副所長」を「

次に次のように加える。 方機関に置かれる他の副所長」に改め、「 出先機関」の下に 「 ( 地域事務所を除く。)」を加え、同項の 地域事務所の部に置かれ

地域事務所の る事務に係るものに限 る事務を指定する副所長 地域事務所に置かれる他 にあつては、当該担当す の副所長(知事が担当す 地域事務所に置かれ当該 事務を担当する部長 括担当)、他の次長(総 事務を担当する次長(総 置く部にあつては、当該 数の次長 (総括担当)を 括担当)の順) る次長 (総括担当) (複

副所長

第五条第一項の表地方機関の部長若しくは局長又は出先機関の支所長の項中「の支所長」の下に

若しくは場長」を加え、 同表に次のように加える。

地域事務所の部に置かれ

## 部長 地域事務所の

置く部にあつては、 る次長 (総括担当)(複

事務を担当する次長(総 数の次長 (総括担当)を 当該

括担当)、他の次長(総

同じ。)」を「次長 (これに相当する職を含む。)」に改め、同号口、八及び二中「次長」の下に「(こ 域事務所長の項、副所長 (地域事務所に置かれるものを除く。) の項、地域事務所の副所長の項、 れに相当する職を含む。)」を加え、同号中ヲをワとし、へからルまでをトからヲまでとし、同号ホ中 方機関の部長若しくは局長又は出先機関の支所長若しくは場長の項及び地域事務所の部長の項」に改 「次長」の下に「(これに相当する職を含む。以下この号において同じ。)」を加え、同号水を同号へ 別表第一各部長の専決事項の項第一号イ中「次長 (これに相当する職を含む。以下この号において 第五条第三項中「副所長の項及び地方機関の部長若しくは局長又は出先機関の支所長の項」を「 括担当)の順)

別表第一各部長の専決事項の項第十一号を次のように改める。 所属の次長に相当する職にある者の危機管理事案対応当直命令 とし、同号二の次に次のように加える。

- 公益信託に関する次のこと。
- 1 信託の変更の許可
- 信託の分割の許可

信託の併合の許可

八 

- = 受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人及び信託管理人の辞任の許可
- 検査役、新たな受託者、信託管理人及び新たな信託管理人の選任

朩

- 受託者、 信託財産管理者、信託財産法人管理人及び信託管理人の解任
- 保存行為等の範囲を超える行為の許可

信託財産管理命令及び信託財産法人管理命令

1  $\wedge$ 

残余財産の処分等の承認

IJ チ

財産の供託その他監督上必要な命令

ヌ

一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。 研修等」に改め、同表総務部長の人事課に係る専決事項の項中第十号を第十二号とし、第九号を第十 別表第一各課長の専決事項の項第三十九号中「国等」を「県以外の者」に、「調査等」を「調査、

九 ねる者を除く。)の自己啓発等休業及びその期間の延長の承認並びに承認の取消し 本庁の次長及び課長 (これに相当する職を含む。) の職にある職員 (地方機関の所長の職を兼

別表第一総務部長の人事課に係る専決事項の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加

六 ねる者を除く。) の育児短時間勤務及びその期間の延長の承認並びにその取消し 本庁の次長及び課長(これに相当する職を含む。)の職にある職員(地方機関の所長の職を兼

別表第一人事課長の専決事項の項中第十五号を第十七号とし、第七号から第十四号までを二号ずつ

繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

の職にある職員を除く。)の自己啓発等休業及びその期間の延長の承認並びに承認の取消し 職員 (本庁の課長 (これに相当する職を含む。)の職以上の職にある職員及び地方機関の所長

別表第一人事課長の専決事項の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 の職にある職員を除く。) の育児短時間勤務及びその期間の延長の承認並びにその取消し 職員 ( 本庁の課長 ( これに相当する職を含む。) の職以上の職にある職員及び地方機関の所長

報

別表第一総務部長の市町村課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

による市町村の健全化判断比率の概要の公表 地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (平成十九年法律第九十四号) 第三条第四項の規定

ように加える。 第六号) 第四条の二, を「市町村の合併の特例等に関する法律 (平成十六年法律第五十九号) 第五条, に改め、同項第八号へ中「及び」を「又は」に改め、同号中チをリとし、トをチとし、への次に次の 別表第一市町村課長の専決事項の項第二号中「市町村の合併の特例に関する法律 (昭和四十年法律

行政書士又は行政書士法人についての通知の受理及び当該通知に係る調査 (第十四条の三)

別表第一市町村課長の専決事項の項第十号を次のように改める。

十 広域行政圏計画策定要綱に基づく広域行政圏の設定及び変更に関する関係市町村長との協議及 び総務大臣への報告

福祉課長の専決事項の項中第十四号を次のように改める。 同表保健福祉部長の社会福祉課に係る専決事項の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同表社会 別表第一保健福祉部長の地域福祉課に係る専決事項の項及び地域福祉課長の専決事項の項を削り、

行に関する次のこと ( 口に掲げるものについては、都市計画課長及び建築宅地課長の専決に係る 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成十八年法律第九十一号)の施

移動等円滑化基本構想に係る市町村に対する助言 (第二十五条)

(7)

報告の徴収及び立入検査 (第五十三条)

別表第一社会福祉課長の専決事項の項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十

四号の次に次の一号を加える

十五 だれもが住みよい福祉のまちづくり条例 (平成八年宮城県条例第二十二号) の施行に関する 次のこと (口に掲げるものについては、土木総務課長及び建築宅地課長の専決に係るものを除

既存指定施設に係る報告の徴収並びに指導及び助言(第二十六条

報告の徴収及び立入検査 (第二十七条)

1

公共車両等及び公共工作物に係る報告の徴収並びに指導及び助言 (第二十八条)

国等からの報告の徴収(第三十一条)

別表第一社会福祉課長の専決事項の項に次の一号を加える。

十八 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法 律第三十号) 第十四条の規定による支援給付

別表第一保健福祉部長の医療整備課に係る専決事項の項第四号イ中「吏員の指定」を「職員の指名」

ロ 准看護師に対する戒告、業務の停止命令及び免許の取消し、 再教育研修の受講命令並びに再 に改め、同号口を次のように改める。

免許 (第十四条、第十五条の二、第十六条)

別表第一保健福祉部長の疾病・感染症対策室に係る専決事項の項中第三号を第四号とし、 第二号の

次に次の一号を加える。 三 特定疾患に係る医療費用交付規則 (平成十二年宮城県規則第九十二号) の施行に関する次のこ

1 特定疾患の種類の指定 (第二条)

認定の取消し (第六条)

別表第一保健福祉部長の疾病・感染症対策室に係る専決事項の項に次の三号を加える

先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則 (平成十二年宮城県規則第九十五号) 第六

条第三号の規定による認定の取消し

六(スモン患者に対するはり、きゅう及びマッサージに係る医療費用交付規則(平成十二年宮城県

規則第九十七号) 第五条第三号の規定による認定の取消し

よる認定の取消し 肝炎治療に係る医療費用交付規則 (平成二十年宮城県規則第四十九号) 第四条第三号の規定に

別表第一疾病・感染症対策室長の専決事項の項第四号イ中「(第二十一条の九の二)」を「(第二十

外第8号	平成20年3月31日				月曜日 宮			城	城			公	į	報											( 8		
ロ 受給者の認定の取消し (スモン患者でなくなつた場合及び県外へ転出した場合に限る。) (第一イ 受給者の認定 (第三条)		十 スモン患者に対するはり、きゅう及びマッサージに係る医療費用交付規則の施行に関する次の ロ 受給者の認定の耶消し(第七条)		の施行に関する次のこと。	九 筋萎縮性側索硬化症の患者に係る介護人派遣費用交付規則(平成十二年宮城県規則第九十六号)	ハ 先天性血液凝固因子障害等の医療に要する費用の交付 (第十一条)	へ転出した場合に限る。) (第六条)	ロ 受給者の認定の取消し (先天性血液凝固因子障害等の医療の必要がなくなつた場合及び県外	イ 受給者の認定 (第四条)	八 先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則の施行に関する次のこと。	ハ 通院介護費用の交付 (第七条)	ロ 受給者の認定の取消し (第五条)	イ 受給者の認定 (第三条)	七 特定疾患の治療に係る通院介護費用交付規則の施行に関する次のこと。	別表第一疾病・感染症対策室長の専決事項の項に次の五号を加える。	ロ 受給者の認定の取消し (第五条)	イ 受給者の認定 (第三条)	のこと。	六 特定疾患に係る訪問看護費用交付規則 (平成十二年宮城県規則第九十三号) の施行に関する次	ホ 医療に要する費用の交付 (第十一条)	二 医療機関の追加の認定 (第八条)	転出した場合に限る。) (第六条)	ハー受給者及び軽快者の認定の取消し(特定疾患に係る医療の必要がなくなつた場合及び県外へ	ロ 軽快者の認定 (第五条の二)	イ 受給者の認定 (第四条)	五 特定疾患に係る医療費用交付規則の施行に関する次のこと。	一条の五)」に改め、同項第五号及び第六号を次のように改める。
ユニー語・) Marji Light らなりことで 国民健康保険法の施行に関する次のこ 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百   国民健康保険法の施行に関する次のこ 国保医療課	うに改める。	別表第一保建福祉部長の国保医療課に系る専決事項の項及び国保医療課長の専決事項の項を次のよう、登鍰の消粉(雀や第百五十ナ界の十)		ネ 登録販売者試験の受験資格の認定(省令第百五十九条の五)	別表第一薬務課長の専決事項の項第三号に次のように加える。	チ 販売従事の登録 (第三十六条の四)	うに加える。	の下に「、第七十六条の八」を加え、同項中ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トの次に次のよ	別表第一薬務課長の専決事項の項中ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、同項ヌ中「第六十九条」	レ 指定薬物の廃棄等の措置命令 (第七十六条の七)	タ 指定薬物である疑いがある物品の検査命令等 (第七十六条の六)	ように加える。	号において「省令」という。」を加え、同号中夕をツとし、ヨをソとし、カをヨとし、ヨの次に次の	別表第一薬務課長の専決事項の項第三号タ中「昭和三十六年厚生省令第一号」の下に「。以下この	五十九条)	へ 認可外保育施設の設備等の改善勧告及び勧告に従わない旨の公表及び事業の停止命令等 (第	に加える。	別表第一保健福祉部長の子育て支援室に係る専決事項の項第一号中へをトとし、ホの次に次のよう	る命令、同条第二項の規定によるその期間の更新及び同条第六項の規定による命令の取消し	二 児童虐待の防止等に関する法律 (平成十二年法律第八十二号) 第十二条の四第一項の規定によ	繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。	別表第一子ども家庭課長の専決事項の項中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ	ハ 費用の交付 (第九条)	合に限る。) (第四条)	ロ 受給者の認定の取消し ( 肝炎治療に係る医療の必要がなくなつた場合及び県外へ転出した場	イ 受給者の認定 (第二条)	十一 肝炎治療に係る医療費用交付規則の施行に関する次のこと。

五十七年法律第八十号)の施行に関する次

- 1 国民健康保険組合の解散の認可(第三 組合会の理事に対する指揮(第二十五条) 仮理事の選任 (第三十一条) 国民健康保険組合の設立の認可 (第十
- 残余財産処分の許可 (第三十四条)
- び保険薬局に対する健康保険法の規定に よる処分に関する厚生労働大臣への通知 (第四十五条の二) 保険医、保険薬剤師、 保険医療機関及
- チ 国民健康保険組合の滞納処分に係る認 可 (第八十条) 臣への通知 (第五十四条の二の三) 法の規定による処分に関する厚生労働大 指定訪問看護事業者に対する健康保険
- 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 する承認(第八十九条) 国民健康保険診療報酬審査委員会に対
- 生労働大臣への通知 (第七十二条) 健康保険法の規定による処分に関する厚 保険医療機関等及び保険医等に対する
- 臣への通知 (第八十一条) 法の規定による処分に関する厚生労働大 指定訪問看護事業者に対する健康保険

宮

- 対する承認 (第百二十七条) 後期高齢者医療診療報酬審査委員会に
- 二 支払基金に対する社会保険診療報酬支 号)の規定による処分に関する厚生労働 払基金法 (昭和二十三年法律第百二十九 大臣への通知(第百五十二条)

- 1 理(第十二条)
- 保険医、保険薬剤師、 組合会の議決事項の認可(第二十七条) 保険医療機関及
- 二 療養の給付に要する費用の額に係る契
- 約の認可 (第四十五条)
- (第五十四条の二の二)
- 報告の徴収及び検査 (第百六条)
- に関する次のこと。 高齢者の医療の確保に関する法律の施行
- 保健医療機関等及び保険医等に対する
- ハ 指定訪問看護事業者等に対する指導
- 二 後期高齢者医療広域連合条例の制定及
- 朩 保険者からの報告の徴収等(第百三十四 後期高齢者医療広域連合、市町村及び
- 後期高齢者医療広域連合又は国保連合

- 市町村条例の制定及び改廃の協議の処
- び保険薬局に対する指導(第四十一条)
- 指定訪問看護事業者等に対する指導

- 事業状況の報告の受理 (第百七条) 保険者及び国民健康保険連合会からの
- 1
- 指導 (第六十六条)
- ロ 療養の給付に要する費用の額に係る契 約の認可 (第七十条)
- (第八十条)
- び改廃の協議の処理 (第百三十三条)
- 会からの事業状況の報告の受理(第百三
- 等 (第百五十二条) 支払基金及び受託者からの報告の徴収

# 別表第一農林水産部長の農産園芸環境課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

定及びその変更並びに公表 有機農業の推進に関する法律 (平成十八年法律第百十二号) 第七条の規定による推進計画の策

つ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。 別表第一農産園芸環境課長の専決事項の項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ず

> 六 有機農業の推進に関する法律第十二条の規定による調査の実施

同号中ホをチとし、二をホとし、ホの次に次のように加える。 別表第一森林整備課長の専決事項の項第八号ホ中「(昭和四十五年農林水産省令第四十号)」を削り、

- 指定採取源からの採取に係る証明(第二十条)
- 指定採取源の標識の設置 (林業種苗法施行規則 (昭和四十五年農林水産省令第四十号) 第三

別表第一森林整備課長の専決事項の項第八号中八を二とし、口の次に次のように加える。

- 八 育成母樹、普通母樹等の保護又は管理のための指示(第六条)
- 別表第一森林整備課長の専決事項の項第八号に次のように加える。
- IJ 種苗の採取禁止の標識の設置 ( 林業種苗法施行規則第二十八条)

仙沼保健所長」に改め、同項の次に次のように加える。 設備室長の専決事項の項中「設備室長」を「設備課長」に改め、同表保健所長の専決事項の項各号列 築主等」に改め、同表土木部長の設備室に係る専決事項の項中「設備室」を「設備課」に改め、同表 ıΣ 記以外の部分中「保健所長」を「仙南保健所長、塩釜保健所長、大崎保健所長、石巻保健所長及び気 別表第一土木部長の都市計画課に係る専決事項の項第五号中「(平成十八年法律第九十一号)」を削 同項第十一号二中「認定建築主等」を「建築主等に対する報告の徴収及び立入検査並びに認定建 同表建築宅地課長の専決事項の項第三号二中「(第二十三条の七)」を「(第二十三条の八)」に改

# 栗原保健所長及び登米保健所長

- 引渡しをすることを営業とする者に係るものに限る。) クリーニング業法の施行に関する次のこと (クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び
- 1 営業者からの届出の受理(第五条
- 地位の承継の届出の受理 (第五条の三)
- 毒物及び劇物取締法施行条例の施行に関する次のこと。
- 1 合格証の書換え交付 (第十八条)
- 合格証の再交付 (第十九条)

- Ξ 麻薬及び向精神薬取締法の施行に関する次のこと。
- 1 麻薬小売業者に対する免許 (第三条)
- る。) (第九条) 免許証の記載事項の変更届の受理及び免許証の書換え交付 (麻薬小売業者に係るものに限
- 免許証の再交付及び返納の受理 (麻薬小売業者に係るものに限る。) (第十条)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する次のこと
- 1 精神保健指定医の診察(第二十七条、第二十九条の四)

- 精神障害者の入院措置の解除(第二十九条の四 精神障害者の入院措置及び移送(第二十九条、 第二十九条の二の二)
- 医療保護入院等のための移送(第三十四条)

に改める 別表第一地域子どもセンター所長の専決事項の項中「地域子どもセンター所長」を「児童相談所長」

十五条」を「第七条、第十五条、第四十九条」に改め、同項中第二十四号を第二十一号とし、第二十 二十三号を第二十号とし、同項第二十四号へ中「狩猟免許」を「狩猟免許更新申請書の受理、狩猟免 号八を削り、同号二中「(第十五条の十五)」を「(第十五条の二)」に改め、同号二を同号八とし、同 第十三号から第二十号までを二号ずつ繰り上げ、第二十一号を削り、第二十二号を第十九号とし、第 五条の十七)」を「(第十五条の四)」に改め、同号へを同号ホとし、同項中第十二号を第十号とし、 号ホ中「(第十五条の十六)」を「(第十五条の三)」に改め、同号ホを同号二とし、同号へ中「(第十 号ずつ繰り上げる。 同号を同項第三十号とし、 務所長及び石巻地方振興事務所長」を「北部地方振興事務所長及び東部地方振興事務所長」に改め、 同項第三十二号中「栗原地方振興事務所長及び石巻地方振興事務所長」を「北部地方振興事務所長及 務所長」を「北部地方振興事務所長及び東部地方振興事務所長」に改め、同号を同項第二十八号とし、 事務所長及び東部地方振興事務所長」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第三十号中「栗原地 方振興事務所長」を「北部地方振興事務所長及び東部地方振興事務所長」に改め、同号を同項第二十 許」に改め、同号ヌ中「受理」の下に「並びに狩猟免状の住所の変更の通知」を加え、「第七条、第 行令 (平成十七年政令第五十五号) 第二十七条)」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号と 法律施行令 (昭和四十年政令第五十二号)第一条の四)」を「(市町村の合併の特例等に関する法律施 二)」を「(第五条)」に改め、同号八中「通知の」を「報告の」に、「(市町村の合併の特例に関する 村の合併の特例等に関する法律」に改め、同号口中「通知又は報告書」を「報告」に、「(第四条の び東部地方振興事務所長」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項第三十三号中「栗原地方振興事 方振興事務所長及び石巻地方振興事務所長」を「北部地方振興事務所長及び東部地方振興事務所長」 五号とし、同項第二十九号中「栗原地方振興事務所長及び石巻地方振興事務所長」を「北部地方振興 五号から第二十七号までを三号ずつ繰り上げ、同項第二十八号中「栗原地方振興事務所長及び石巻地 別表第一地方振興事務所長の専決事項の項第二号中「市町村の合併の特例に関する法律」を「市町 第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、同項第十二 同号を同項第二十七号とし、同項第三十一号中「栗原地方振興事務所長及び石巻地方振興事 同項中第三十四号を第三十一号とし、第三十五号から第四十一号までを三

> 号中八をチとし、口をホとし、同号イ中「立入調査(」を「立入調査等(第八条の二、」に改め、 号中イを口とし、その次に次のように加える。 どもセンター」を「児童相談所」に改め、同項第二号中「(平成十二年法律第八十二号)」を削り、 別表第六地域子どもセンターの支所長の専決事項の項各号列記以外の部分及び第一号イ中「地域子 七 地方公所に係る一件千万円以上の重要物品の売払い、 交換、 譲渡又は廃棄の承認

- 再出頭要求等 (第九条の二)
- 臨検及び捜索 (第九条の三)

別表第六地域子どもセンターの専決事項の項第二号にイとして次のように加える。

出頭の要求、調査及び質問(第八条の二)

1

別表第六を別表第七とし、同表の次に次の三表を加える。

別表第八

土木事務所の地域事務所長

報

- 道路法の施行に関する次のこと。
- 工事原因者に対する工事等の施行命令 (第二十二条
- 道路管理者以外の者が行う工事の承認 (第二十四条
- 道路の占用の許可及びその変更の許可(第三十二条、
- 道路の占用の協議 (第三十五条、第九十一条)
- 朩 原状の回復又は原状の回復が不適当な場合についての必要な指示 (第四十条、
- 道路の通行禁止及び通行制限(第四十六条
- 土地の立入り及び一時使用(第六十六条)
- 非常災害時における土地の一時使用等(第六十八条)
- 負担金等 (土木事務所長の納入通知に係るものに限る。) の強制徴収 (第七十三条)
- 土地の形質の変更、工作物の新築等の許可(第九十一条)
- 一 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成七年法律第三十九号)の施行に関する次の
- 電線共同溝の占用の協議 (第四条)
- ロ 電線共同溝の占用予定者及び占用の許可に基づく地位の承継の届出の受理 (第六条、 第
- 電線共同溝の占用の許可及びその変更の許可 (第十条、第十一条、 第十二条
- 電線共同溝の許可に基づく権利の譲渡の承認 (第十五条)
- 第二百五十六号)第七条) 敷設工事の届出の受理 (電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令 (平成七年政令
- 道路占用料等条例(平成八年宮城県条例第三十号)第二条第二項の規定による占用料の減
- 道路管理規則 (平成七年宮城県規則第五十号) の施行に関する次のこと

別表第二出納局長の専決事項の項第七号を次のように改める

- 報 П チ 行為 (次に掲げるもの (②から⑤までに掲げるものについては、第十九条の規定による 河川法の施行に関する次のこと。 附帯工事に係るものを除く。)を除く。)の許可 (第五十五条、第五十七条) 通知 (発電に供するものに係るものを除く。)の受理 (第三十二条) 十六条、第二十七条) 条の規定による附帯工事に係るものを除く。) を除く。) (第二十四条、第二十五条、第二 第二十条) 土地の掘さく等の許可(次に掲げるもの(②から⑤までに掲げるものについては、第十九 届出 (第二十三条の規定による流水占用の許可に係るものを除く。) の受理 (第三十三 権利譲渡 (第二十三条の規定による流水占用の許可に係るものを除く。)の承認 (第三 流水占用料等 (発電に供するものに係るものを除く。)の徴収及び国土交通大臣からの 他の行為により必要を生じた河川工事の施行命令(第十八条) 検査及び確認書の交付 (第五条) 届出の受理 (第三条、第四条、第七条、 添付書類の決定 (第二条、第六条、第十一条、 用途廃止の届出の受理及び原状回復命令(第三十一条) 完成検査 (第三十条) の設置に係る許可 係る許可及び土地の占用に係る許可の期間更新のための許可を除く。 行法 (昭和三十九年法律第百六十八号)第二十条第一項の規定により第二十三条の許可 行法第二十条第一項の規定により第二十三条の許可を受けたものとみなされた者に対し 除く。) 又は河川法施行令の一部を改正する政令 (平成九年政令第三百四十二号) によ 九年法律第六十九号) 附則第二条第二項の規定により河川整備計画とみなされるものを を受けたものとみなされた者に対して行うこれらの許可 土地の占用、土石 (砂を含む。以下この号において同じ。) 等の採取、工作物の新築、 に係る許可を除く。) て行うこれらの許可 ていない区間の伏せ越しの設置に係る許可 る改正前の河川法施行令 (昭和四十年政令第十四号) 第四十五条第一号若しくは第四十 六条に規定する工事の計画 (以下この号において「整備計画等」という。) が定められ 第二十三条の規定による許可と併せて行うこれらの許可及び第八十七条又は河川法施 河川管理施設等構造令 (昭和五十一年政令第百九十九号) に規定されていない工作物 橋梁の設置に係る許可 ( 知事が別に定めるものの設置に係る許可、仮橋のみの設置に 橋梁の設置に係る許可(知事が別に定めるものの設置に係る許可及び仮橋のみの設置 第十六条の二第一項の規定による河川整備計画 (河川法の一部を改正する法律 (平成 水門、閘門、ダム及び排水機場の設置に係る許可 第二十三条の規定による許可と併せて行うこれらの許可及び第八十七条又は河川法施 第八条、第九条、第十条、第十二条、第十九条、 第十二条、 第十八条、第十九条)
  - IJ 原因者負担の命令及び負担金の徴収 (イに掲げる施行命令に係るものに限る。) (第六十 河川管理施設等構造令に規定されていない工作物の設置に係る許可
  - ヌ 負担金等 (負担金 (リに係るものを除く。)及び発電に供するものに係る流水占用料等
  - 件を変更し、又は新たに条件を付する権限を除く。) の行使 (第七十五条、第七十八条) を除く。) の強制徴収 (第七十四条) 権限(知事が行つた許可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条
  - 許可 (河川法施行令第十六条の三、第十六条の八)

届出の受理(河川法施行令第十六条の五、第十六条の九)

- カ 第十六条の十一) 口、ト、チ及びヲに掲げる許可又は承認に代えて行う協議 (第九十五条、河川法施行令
- 流水占用料等条例 ( 平成十二年宮城県条例第七十八号 ) の施行に関する次のこと
- 流水占用料等の減免 (第六条)

流水占用料等の返還 (第七条)

- 七 二級河川における竹木の流送及び舟又はいかだの通航に関する条例 (平成十四年宮城県条 例第八十七号) 第二条第一項の規定による許可
- 河川管理規則 (昭和五十一年宮城県規則第十四号) の施行に関する次のこと。
- 完成検査 (第三条)
- 届出の受理 (第十二条)
- 砂利採取法の施行に関する次のこと。
- 採取計画の認可及び変更の認可(第十六条、第二十条
- イの規定により認可した採取計画についての変更命令 (第二十二条)
- 緊急措置命令 (第二十三条)
- 水防法の施行に関する次のこと。
- 特別警戒水位到達情報の通知 (第十三条)
- 水防警報の実施 (第十六条)
- 指示 (第三十条) 立退きの指示 (第二十九条)
- 建築基準法の施行に関する次のこと
- 仮使用の承認 (第七条の六、第十八条)
- ハロ 違反建築物に対する工事施工の停止命令 (第九条)
- 特殊建築物等の定期報告の受理(昇降機に係るものを除く。)及び報告の徴収(第十二
- 道路の位置の指定 (第四十二条)
- 敷地等の接道に関する許可 (第四十三条)
- 応急仮設建築物の存続の許可 (第八十五条)
- 仮設建築物の建築の許可 (第八十五条)
- <u>+</u> 建築基準条例の施行に関する次のこと。
- 私道の位置指定の変更及び取消し (第十六条)
- 手数料の減免 (第二十一条)

(11)

(4) (3)

整備計画等が定められていない河川の伏せ越しの設置に係る許可

水門、閘門、ダム及び排水機場の設置に係る許可

建築基準法施行細則 (昭和四十六年宮城県規則第二十一号) 第三十四条の規定による報

報 (12) 十 五 十六 屋外広告物条例の施行に関する次のこと。 十四 浄化槽法第五条第一項の規定による特定行政庁への届出の受理及び同条第三項の規定に 十七(独立行政法人住宅金融支援機構法第十六条第一項の規定により、独立行政法人住宅金融  $\overline{+}$  $\mp$ 1 支援機構から委託された事務の実施 ロ 広告物等の保管、公示、売却及び代金の保管、広告物等の廃棄並びに売却代金の売却費 る特定行政庁の通知 (第五条) 告の受理 よる浄化槽の設置又は変更の計画の変更命令若しくは廃止命令並びに同条第四項の規定によ る。) (第三十七条) 理 (第二十条) 用への充当 (第八条) については、事前に知事の承認を受けなければならない。 検査を除く。)。ただし、起工額の三十パーセントに相当する金額を超える額の設計変更 ( 当該変更に係る額が五百万円を超えるものに限る。)及び三千万円を超える額の設計変更 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)の施行に関する次のこと。 原状回復命令等 (許可の取消しを除く。) (第二十九条) 報告の徴収及び立入検査 (土木事務所長に委任された事務に関し必要となる場合に限 砂防指定地内における行為の許可 (第五条) 土地の立入り等 (第二十三条) 砂防法の施行に関する次のこと。 中間前金払の認定 (建設工事執行規則第二十九条の二) 工事 (建築工事及び建築工事に附帯する設備工事を除く。) の出来高検査 令達予算又は債務負担行為に基づく起工額一件一億五千万円未満の工事の施行 (工事の 工事に関する次のこと。 公営住宅法第四十九条第一項の規定による実地検査 広告物景観モデル地区における届出の受理 (第二十一条の五) 管理者の設置、変更又は廃止その他の届出の受理並びに工事の完了及び滅失の届出の受 砂防指定地の指定の通知及び行為等に係る届出の受理 (第七条) 砂防設備の占用の許可及び砂防設備である立木竹等の伐採又は採取の許可(第六条) 令達予算に基づく請負代金額一件二千万円未満の工事の中間検査及び完成検査 起工額一件一億五千万円以上の工事の監督 指導、助言及び勧告 (第二十一条の六) 措置命令及び自ら行う措置等(第十六条) 違反広告物である旨の表示 (第十七条) 許可の取消し (第十五条) 広告物等の除却の届出の受理 (第十三条) 広告物等の変更及び改造の許可 (第九条) 広告物等の表示及び設置の許可並びにその更新 (第四条、第五条、第五条の二、第八条) はり紙等の除却 (その委任した者等が行う場合を含む。) (第七条) 砂防指定地等管理条例(平成十五年宮城県条例第四十二号)の施行に関する次のこと。

- 許可の更新 (第十三条) 許可に係る変更の許可及び氏名等の変更の届出の受理 (第十二条)
- 国等との協議 (第十四条)
- 行為の着手等の届出の受理 (第十五条)
- 許可を受けた者の地位の承継の届出の受理 (第十七条)
- 原状に回復することが不適当であることの承認及び指示(第十八条
- ヌ
- 二十二(地すべり等防止法の施行に関する次のこと ( 農地保全及び林野保全のために指定され た地すべり防止区域に係るものを除く。)。
- 土地の立入り等(第十六条)
- 行為の許可 (第十八条)
- 行為の協議 (第二十条)
- 監督処分 (許可の取消しを除く。) (第二十一条)
- |十三||地すべり等防止法施行条例の施行に関する次のこと ( 農地保全及び林野保全のために 報告の徴収及び立入検査 (第二十二条)
- 1 変更の許可及び変更の届出の受理 (第四条)

指定された地すべり防止区域に係るものを除く。)。

- 着手の届出の受理 (第五条)
- 終了等の届出の受理及び終了等の検査(第六条)
- 地位の承継の届出の受理 (第八条)
- |十四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行に関する次のこと。
- 現地調査 (第四条)
- 立入り等 (第五条)
- 急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許可、届出の受理及び協議 (第七条)
- 監督処分 (許可の取消しを除く。) (第八条)
- 立入検査 (第十一条)
- 立入り等 (第十七条)
- 報告の徴収 (第二十六条)

二十五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行条例 (平成十二年宮城県条例第八 十号)の施行に関する次のこと。

- 変更の許可及び変更の届出の受理 (第三条)
- 着手の届出の受理 (第四条)
- 終了等の届出の受理及び終了等の検査(第五条)
- 二 地位の承継の届出の受理 (第六条)
- 二十六 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する次 のこと。
- 基礎調査及びその結果の関係市町村長への通知 (第四条)
- 立入り等 (第五条)

1

- 特定開発行為の許可 (第九条)
- 届出の受理並びに助言及び勧告(第十三条)
- 国等との協議 (第十四条)

知事が必要と認める事項等の指定 (第八条、第十二条、

第十三条

特定開発行為の変更の許可及び特定開発行為の軽微な変更の届出の受理(第十六条)

- ヌ IJ チ 報告等の徴収、助言及び勧告 (第二十二条) 監督処分 (許可の取消しを除く。) (第二十条) 立入検査 (第二十一条) 廃止の届出の受理 (第十九条) 完了の届出の受理並びに検査及び検査済証の交付 (第十七条)
- 十 七 七年宮城県条例第百五十七号)の施行に関する次のこと。 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行条例(平成十
- 氏名等の変更の届出の受理 (第五条)
- 着手の届出の受理 (第七条)
- 休止等の届出の受理 (第八条)
- 二 地位の承継の届出の受理 (第九条)

|十八||国有財産法の施行に関する次のこと (同法第九条第三項の規定により管理等を県が行 うこととされた国土交通大臣の所管に属する国有財産 (以下「国土交通大臣の所管に属する 国有財産」という。) に係るもの (港湾管理者が管理するものに係るものを除く。) に限る。)。 町村への譲与を除く。) 又は貸付けを伴わないものに限る。) (第八条) 有財産特別措置法 (昭和二十七年法律第二百十九号) 第五条第一項第五号の規定による市 行政財産の用途廃止 ( 用途廃止面積が一万平方メートル以下のもの及び交換、譲与 ( 国

所管換が既になされたものとして取り扱われる国有財産に関する当該所管換の確認 (第

|十九||公共用財産管理条例の施行に関する次のこと。 方メートル以下の寄附の受納に係るものに限る。) 及び行政財産の用途変更 (第十四条) 行政財産とする目的で行う土地の取得 (受納面積及び受納に伴う用途廃止面積が一万平

イ 国以外の者に対する公共用財産の使用又は収益の許可 (土地の面積が十万平方メートル を超えないものに限る。)及び国の機関に対する公共用財産の使用又は収益の承認(第三条)

使用料の減免 (イの許可及び承認に係るものに限る。) (第十四条)

三十(工事の施行及び施設の維持管理に係る不動産登記法に基づく登記の嘱託 (国土交通大臣 の所管に属する国有財産 (港湾に関するものを除く。) に係るものを含む。)

土地の境界の確認

宮

二十二 都市計画法の施行に関する次のこと。

面積が一万平方メートル未満の開発行為に係る許可、協議及び工事完了の検査 (第二十九 都市計画区域内 (市街化調整区域を除く。) 又は準都市計画区域内における開発区域の 第三十四条の二、第三十五条の二、第三十六条)

発行為の場合に限る。) に限る。) の管理者の同意 (第三十二条) 公共施設(県道並びに知事が管理する一般国道及び河川(第五号に掲げる事項に係る開

四十二条、第四十五条) 外の建築物の許可並びに地位承継の承認(第三十五条の二、第三十七条、第四十一条、 イに係る変更許可、建築等の承認、建ぺい率等の制限及び建築の許可、予定建築物等以 第

二 土地の形質の変更等の許可及び協議 (市町村が施行する都市計画事業地内に係るものを 除く。) (第四十二条、第六十五条)

報告等の徴収、 勧告及び助言 (イ、八及び二に係るものに限る。) (第八十条)

監督処分(イ、 八及び二に係るものに限る。) (第八十一条)

立入検査(への監督処分に係るものに限る。)(第八十二条)

三十三 宅地造成等規制法の施行に関する次のこと (宅地造成面積が一万平方メートル未満の ものに限る。)。

宅地造成に関する工事の許可(第八条)

宅地造成に関する工事の変更の許可 (第十二条)

工事完了の検査及び検査済証の交付 (第十三条)

監督処分 (第十四条)

勧告 (第十六条)

改善命令 (第十七条)

三十四 租税特別措置法の施行に関する次のこと。

1 造成宅地の面積が一万平方メートル未満の優良宅地の認定(第二十八条の四、第三十一

条の二、第六十二条の三、第六十三条)

三十五 工事の施行及び国県道、河川その他土木事務所が維持管理する施設の当該維持管理に 係る関係法令に基づく届出及び行為の許可申請等 (公有水面埋立法に基づくものを除く。) ロ 優良住宅の認定 (第二十八条の四、第三十一条の二、第六十二条の三、第六十三条)

三十六 市町村災害復旧工事一千万円未満の工事の施行の承認

三十七 一件一億円未満の道路維持管理の委託

三十八 土地改良法第五条第六項 (同法第四十八条第九項 (同法第九十六条の三第五項におい 含む。)又は土地改良法施行規則第六十九条第四号若しくは第七十五条の二の二第五号の規定 て準用する場合を含む。)、第八十四条、第八十五条第五項、第八十五条の二第五項、第八十 による国土交通大臣の所管に属する国有財産の編入の承認 七条の二第六項、第八十七条の三第六項及び第九十六条の二第五項において準用する場合を

三十九 土地区画整理法第七条又は第十七条の規定による国土交通大臣の所管に属する国有財 産の編入の承認及び同法第八条第一項又は第十八条の規定による同意

四十 国土交通大臣の所管に属する国有財産に係る都市計画法第三十二条又は第三十三条第 項第十四号の規定による同意 (開発区域内の面積が一万平方メートル以下のものに限る。) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する次のこと。

指導及び助言 (第十五条)

報告の徴収及び立入検査 (第五十三条)

四十三 だれもが住みよい福祉のまちづくり条例の施行に関する次のこと (建築物である公益 的施設に係るものに限る。)。 建築物の耐震改修の促進に関する法律第七条第一項の規定による指導及び助言

届出の受理 (第二十一条)

指導及び助言 (第二十二条)

届出の受理 (第二十三条)

検査並びに指導及び助言(第二十四条)

勧告 (第二十五条)

報告の徴収及び立入調査 (第二十七条)

四十四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する次のこと。

届出の受理及び措置命令 (第十条)

1

П 通知の受理 (第十一条)

八 助言又は勧告 (第十四条)

報告の徴収 (第四十二条)

四十五 立入検査(土木事務所長に委任された事務に関し必要となる場合に限る。)(第四十三条) 土木工事に関する土地使用貸借契約の締結 令達予算又は債務負担行為に基づく一件一億五千万円未満の用地買収及び補償

別表第九

県以外の者から委託を受けて行う研究、調査等に係る契約の締結 水産技術総合センター の気仙沼水産試験場長及び内水面水産試験場長

県と県以外の者が共同して行う研究開発に関する契約の締結

Ξ 県以外の者と技術情報を交換する場合における当該情報の秘密の保持に関する契約の締結

## 別表第十

# 港湾事務所の支所長

報

管理する区域内に係るものに限る。)。 接地域、同条第四項の規定により管理する区域内並びに第三十七条の三第二項の規定により 海岸法の施行に関する次のこと (第五条第三項の規定により管理する港湾区域及び港湾隣

海岸保全区域内及び一般公共海岸区域内の占用の許可 (第七条、第三十七条の四)

占用又は行為の協議 (第十条、第三十七条の八) 海岸保全区域内及び一般公共海岸区域内における行為の許可(第八条、第三十七条の五)

びに第三十七条の三第二項の規定により管理する区域内に係るものに限る。)。 規定により管理する港湾区域及び港湾隣接地域、同条第四項の規定により管理する区域内並 海岸占用料等条例第六条第二項の規定による海岸占用料等の減免 ( 海岸法第五条第三項の

港湾施設管理条例の施行に関する次のこと。

危険物等の荷役又は保管の許可 (第六条)

業に係るものを除く。) (第七条) 年法律第百七十九号) 第二十二条本文又は港湾法第四十六条第一項本文の適用を受ける事 許可及びその変更の許可 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和三十

期間更新の許可 (第九条)

届出の受理 (第九条、第十五条)

使用料の減免 (第十一条)

関係書類の提示等の請求 (第十六条)

港湾法の施行に関する次のこと。 届出の受理(港湾施設管理条例施行規則(昭和三十八年宮城県規則第二十九号)第十条)

占用 (許可の有効期間が三年以内のものに限る。) の許可 (第三十七条)

土砂採取 (許可の有効期間が三年以内のものに限る。) の許可 (第三十七条)

八 構築物の建設若しくは改築又は廃物の投棄の許可 (第三十七条)

行為の協議の応諾 (第三十七条第一項第三号に規定する行為に係るものを除く。) (第三

器修理業者」に改め、

同号中ワをカとし、リからヲまでをヌからワまでとし、同号チ中「薬局医薬品

行に関する次のこと。 港湾区域内等における行為の許可に関する条例(平成十二年宮城県条例第八十四号)の施

期間更新の許可 (第七条)

工事の着手又は完了の届出の受理 (第八条)

返還の届出の受理 (第九条)

二 占用料等の減免 (第十四条)

入港料条例(昭和五十二年宮城県条例第十七号)の施行に関する次のこと。

入港料条例施行規則 (昭和五十二年宮城県規則第二十八号) 第三条の規定による入港料の 入港料の減免 (第五条) 調査及び質問(第七条)

八 港湾の維持管理に係る関係法令に基づく届出及び行為の許可申請等 (公有水面埋立法に基 納期の延長

九 港湾の維持管理に係る不動産登記法に基づく登記の嘱託 ( 国土交通大臣の所管に属する国 づくものを除く。)

有財産 (港湾に関するものに限る。) に係るものを含む。)

土地の境界の確認

十一 都市計画法第三十二条の規定による公共施設 (港湾管理者が管理するものに限る。) 管理者の同意 の

同項第九号二中「介護派遣受給者取消届の受理」を「介護派遣受給者の認定の取消し」に改め、同号 第九十二号)」を削り、同項第八号八中「受給者取消届の受理」を「受給者の認定の取消し」に改め、 を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。 別表第五保健所の地域保健福祉部長及び保健部長の専決事項の項第七号中 (平成十二年宮城県規則

別表第五保健所の地域保健福祉部長及び保健部長の専決事項の項に次の一号を加える。 九 先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則第十一条第三項の規定による費用の交付

医薬品製造業者」を「薬局製造販売医薬品製造販売業者及び薬局製造販売医薬品製造業者及び医療機 製造販売業者及び薬局医薬品製造業者」を「薬局製造販売医薬品製造販売業者及び薬局製造販売医薬 同項第二十号中ラをムとし、ツからナまでをネからラまでとし、同号ソ中「薬局医薬品製造業」を を「仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長」に改め、 品製造業者」に改め、同号中ヨをタとし、カをヨとし、同号ワ中「薬局医薬品製造販売業者及び薬局 薬局製造販売医薬品製造販売業」に改め、同号中レをソとし、タをレとし、同号ヨ中「薬局医薬品 薬局製造販売医薬品製造業」に改め、同号ソを同号ツとし、同号レ中「薬局医薬品製造販売業」を 別表第五保健所の環境衛生部長及び支所長の専決事項の項中「保健所の環境衛生部長及び支所長」 十一 肝炎治療に係る医療費用交付規則第九条第一項ただし書の規定による費用の交付 城

ಠ್ಠ

製造業」に改め、同号ホを同号へとし、同号二中「(以下「薬局医薬品」という。)」を削り、 製造販売業」に改め、同号へを同号トとし、同号ホ中「薬局医薬品製造業」を「薬局製造販売医薬品 販売業」に改め、同号トを同号チとし、同号へ中「薬局医薬品製造販売業」を「薬局製造販売医薬品 業」に改め、同号チを同号リとし、同号ト中「薬局医薬品製造販売業」を「薬局製造販売医薬品製造 製造販売業及び薬局医薬品製造業」を「薬局製造販売医薬品製造販売業及び薬局製造販売医薬品製造 二をホとし、八を二とし、口の次に次のように加える

る情報の提供の請求 (第八条の二) 薬局開設者からの薬局に関する情報の報告の受理、市町村その他の官公署に対する薬局に関す

るものを除く。)」を削り、同項の次に次のように加える。 より市町村が処理することとされている事務で、当該事務を処理することとされた市町村の区域に係 別表第五保健所の環境衛生部長及び支所長の専決事項の項第四十一号中(第七十三条の二の規定に

仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決 栗原保健所及び登米保健所の環境衛生部長及び塩釜保健所の支所長

事項の項第一号、第四号から第十二号まで及び第十九号から第三十四号までに掲げる事項

別表第五を別表第六とする。

別表第四保健福祉事務所の地域保健福祉部長及び福祉部長の専決事項の項の前に次のように加え

保健福祉事務所の地域事務所長

老人福祉法の施行に関する次のこと。

老人居宅支援事業の開始の届出の受理(第十四条)

老人居宅生活支援事業を行う者からの廃止及び休止の届出の受理 (第十四条の三) 老人居宅生活支援事業を行う者からの変更の届出の受理 (第十四条の二)

老人デイサービスセンター等の設置の届出の受理 (第十五条)

老人デイサービスセンター等の設置者からの変更の届出の受理 (第十五条の二)

老人デイサービスセンター等の設置者からの廃止及び休止の届出の受理(第十六条)

老人居宅生活支援事業を行う者及び老人デイサービスセンター等の設置者からの報告の

徴収等 (保健福祉事務所長に委任された事務に関し必要となる場合に限る。) (第十八条)

理並びに有料老人ホームの設置者等からの報告の徴収等(保健福祉事務所長に委任された 有料老人ホーム設置の届出の受理及び有料老人ホームの設置者からの変更等の届出の受

事務に関し必要となる場合に限る。) (第二十九条)

介護保険法の施行に関する次のこと。

る場合に限る。) (第二十四条) 帳簿書類等の提示の命令及び質問 ( 保健福祉事務所長に委任された事務に関し必要とな

指定居宅サービス事業者の指定及びその更新 (第四十一条、第七十条の二)

> 指定居宅介護支援事業者の指定及びその更新 (第四十六条、 第七十九条の一

二 指定介護予防サービス事業者の指定及び更新 (第五十三条、第七十条の二、第百十五条

指定居宅サービス事業者からの変更の届出等の受理(第七十五条)

へ<br />
指定居宅サービス事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、 問並びに立入検査 (第七十六条) 出頭の要求、 質

指定居宅介護支援事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、 指定居宅介護支援事業者からの変更の届出等の受理(第八十二条) 出頭の要求、 質

同号中

問並びに立入検査 (第八十三条) 指定介護老人福祉施設の開設者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要

求、質問並びに立入検査 (第九十条) 質問並びに立入検査 (第百条) 介護老人保健施設の開設者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求:

ヌ

IJ

要求、質問並びに立入検査 (第百十二条) 指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、 出頭の

指定介護予防サービス事業者からの変更等の届出の受理(第百十五条の五)

ワ 質問並びに立入検査 (第百十五条の六) 指定介護予防サービス事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、

力 市町村等からの報告の徴収等(第百九十七条)

軽減対策事業費補助金及び難病患者等居宅生活支援事業費補助金に係るものに限る。)。 補助金等交付規則の施行に関する次のこと(令達予算に基づく介護保険低所得者利用負担

補助金等の交付の決定 (第四条)

事情変更による決定の取消し等 (第八条)

状況報告の徴収 (第十条)

補助事業等の遂行等の命令(第十一条)

補助金等の額の確定等 ( 第十三条 )

是正措置命令 (第十四条)

補助金等の交付 (第十五条)

1

交付決定の取消し (第十六条)

IJ 返還命令 (第十七条)

財産の処分の承認 (第二十一条)

ル 立入検査等 (第二十二条)

児童福祉法の施行に関する次のこと。

実情の把握及び助言 (地域事務所の分掌事務に係るものに限る。) (第十一条)

助産施設への入所の承諾(第二十二条)

母子生活支援施設への入所の承諾(第二十三条)

指定知的障害児施設等の設置者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、 出頭の要

求、質問並びに立入検査 (第二十四条の十五)

児童の同居等の届出の受理 (第三十条)

指示及び報告の請求 (第三十条の二)

在所年齢の延長等の措置(第三十一条)

- IJ のに限る。) (第四十六条) 報告の請求及び立入検査並びに改善の勧告及び命令 (母子生活支援施設の長に対するも
- 定による母子生活支援施設への入所措置に係るものに限る。) (第五十六条) 自己負担額の徴収(第二十二条の規定による助産施設への入所措置及び第二十三条の規
- 母子及び寡婦福祉法の施行に関する次のこと。

五

- 資金の貸付け (第十三条、第三十二条、附則第三条、附則第六条)
- 第八条、第三十七条) 据置期間の延長 (母子及び寡婦福祉法施行令 (以下この号において「政令」という。)
- ハ 修学資金の交付の停止及び減額 (政令第十一条、第三十八条)
- 二 修学資金、技能習得資金、生活資金及び修業資金の貸付けの停止(政令第十二条、 第三
- 一時償還の請求 (政令第十六条、第三十八条)
- 違約金の徴収及び不徴収(政令第十七条、第三十八条)
- 償還金の支払の猶予 (政令第十九条、第三十八条)
- 号)第十一条) 保証人等の変更の承認 ( 母子及び寡婦福祉法施行細則 ( 昭和四十年宮城県規則第二十一
- 障害者自立支援法の施行に関する次のこと。
- おいて同じ。) の指定 (第二十九条) 短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護及び共同生活援助に限る。 以下この号に 指定障害福祉サービス事業者 ( 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、
- 指定相談支援事業者の指定 (第三十二条)
- 指定障害福祉サービス事業者の指定の変更 (第三十七条)
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定の更新(第四十一条)
- ホ 指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者からの変更の届出等の受理 (第四
- 質問並びに立入検査 (第四十八条) 指定障害福祉サービス事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者に対する勧告及び措置命令(第四
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定の取消し等 (第五十条)
- 簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに検査 (第六十六条) 指定自立支援医療機関 (育成医療に係るものを除く。) の開設者等に対する報告及び帳
- ヌ 業の開始、変更、廃止及び休止の届出の受理(第七十九条) **人所、重度障害者等包括支援、共同生活介護及び共同生活援助に限る。) 及び相談支援事** 障害福祉サービス事業 ( 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、短期

別表第四保健福祉事務所の地域保健福祉部長及び福祉部長の専決事項の項第六号に次のように加え

ホ 五十九条、第五十九条の二) 報告の請求及び立入調査 (認可外保育施設の長に対するものに限る。) 並びに届出の受理 (第

තූ

宮城県規則第二十一号)」を削り、同項の次に次のように加える 別表第四保健福祉事務所の地域保健福祉部長及び福祉部長の専決事項の項第七号チ中 (昭和四十年

保健福祉事務所の地域事務所に置かれる地域保健福祉部長

- 老人福祉法の施行に関する次のこと。
- 1 六条、第二十九条) 届出の受理(第十四条、第十四条の二、第十四条の三、第十五条、第十五条の二、
- ロ 報告の徴収等 (第十八条、第二十九条)
- 二 介護保険法の施行に関する次のこと。
- 指定居宅サービス事業者からの変更の届出等の受理(第七十五条)
- 指定居宅介護支援事業者からの変更の届出等の受理(第八十二条)
- 指定介護予防サービス事業者からの変更の届出等の受理 (第百十五条の五)
- 三 児童福祉法の施行に関する次のこと。
- 児童の同居等の届出の受理(第三十条)
- 指示及び報告の請求 (第三十条の二)

- 報告の請求及び立入検査 (母子生活支援施設の長に対するものに限る。) (第四十六条)
- 自己負担額の徴収 (第二十二条の規定による助産施設への入所措置及び第二十三条の規
- 定による母子生活支援施設への入所措置に係るものに限る。) (第五十六条)
- 母子及び寡婦福祉法の施行に関する次のこと。
- 資金の貸付け ( 第十三条、第三十二条、附則第三条、附則第六条)
- 第八条、第三十七条) 据置期間の延長 (母子及び寡婦福祉法施行令 (以下この号において「政令」という。)
- 修学資金の交付の停止及び減額(政令第十一条、第三十八条)
- 二 修学資金、技能習得資金、生活資金及び修業資金の貸付けの停止(政令第十二条、 第三
- 一時償還の請求 (政令第十六条、第三十八条)
- 違約金の徴収及び不徴収 (政令第十七条、第三十八条)
- 償還金の支払の猶予 (政令第十九条、第三十八条)
- 保証人等の変更の承認 (母子及び寡婦福祉法施行細則第十一条)

チ

別表第四を別表第五とする。

別表第三副所長(技術を担当する副所長)の専決事項の項の前に次のように加える。

地方振興事務所の地域事務所長

- 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の施行に関する次の
- 1 特定物資の調査 (第三条)
- 特定物資の売渡しの指示(第四条)
- 報告の徴収及び立入検査 (第五条)
- 二 国民生活安定緊急措置法の施行に関する次のこと。

七 П 二 登録液化石油ガス販売事業者に対する書面の交付等命令及び基準適合命令 (第十四条) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する次のこと。 高圧ガス保安法の施行に関する次のこと。 採石法の施行に関する次のこと。 十条、第二十三条) の保安の確保及び取引の適正化に関する法律第六条の液化石油ガス販売事業者に係るもの 旅券法第七条、第九条、第十条及び第十二条の規定による一般旅券の交付 商工会法の施行に関する次のこと。 第十六条、第十六条の二) の 五 ) に限る。) (第六十三条) (液化石油ガスの販売に係るものに限る。)(第二十一条、第二十八条) 報告の徴収及び立入検査 (第四十二条) 販売所等の変更の届出、地位承継の届出及び販売事業の廃止の届出の受理(第八条、 報告の徴収及び立入検査 (第三十条) 保安機関の認定及び更新認定(第二十九条、第三十二条) 業務主任者等の選任又は解任の届出の受理(第十九条、第二十一条) 販売事業の登録及びその消除 (第三条の二、第二十六条の二) 事故届の受理 (販売業者 (液化石油ガスの販売に係るものに限る。)及び液化石油ガス 報告の徴収及び立入検査 (第六十一条、第六十二条) 販売事業の廃止の届出並びに販売主任者及び取扱主任者の選任又は解任の届出の受理 販売事業の届出の受理 (液化石油ガスの販売に係るものに限る。) (第二十条の四) 商工会の清算人の選任 (第五十三条) 決算関係書類の受理 (第四十九条) 市町村長の意見の聴取等 (第三十三条の六) 採取計画の軽微な変更に係る届出の受理(第三十三条の五) 採取計画の変更に係る認可 (採取面積が一ヘクタール以上のものを除く。) (第三十三条 採取計画の認可 (採取面積が一ヘクタール以上のものを除く。) (第三十三条) 標準価格等の表示の指示 (第六条) 登録簿謄本の交付及び閲覧の請求の受理 (第三条の二) 商工会の清算結了の届出の受理 (第五十五条、民法第八十三条 商工会の財産処分方法の認可 (第五十四条) 商工会の解散の届出の受理 (第五十二条) 報告の徴収 (検査に係るものを除く。) (第五十条) 緊急措置命令等 (第三十三条の十三) 標準価格等による販売の指示 (第七条) 一般消費者等の数の増加の認可並びに保安業務規程の認可及び変更の認可(第三十三条: 第

- 消費設備の基準適合命令 (第三十五条の五) 貯蔵施設等の設置許可及び変更許可 (第三十六条、第三十七条の二)
- ヲ 貯蔵施設等の完成検査 (第三十七条の三)

カ

- 報告の徴収及び立入検査等(第八十二条、第八十三条)
- 液化石油ガス器具等の提出命令 (第八十三条の二)
- 電気工事業の業務の適正化に関する法律の施行に関する次のこと。
- 電気工事業者の登録及び更新の登録(第三条)
- 登録証の交付及び再交付 (第七条、第十二条)
- 登録行政庁の変更の届出の受理 (第八条)
- 電気工事業者の地位承継の届出の受理 (第九条)
- 登録事項の変更の届出の受理及び登録証の訂正 (第十条)
- 電気工事業の廃止の届出の受理 (第十一条)
- 電気工事業者の登録の消除及び登録証の返納の受理(第十四条、第十五条)
- 電気工事業者登録簿の謄本の交付及び閲覧 (第十六条)
- IJ チ 電気工事の施工の差止め命令 (第十七条)
- ヌ 報告の徴収及び立入検査 (第二十九条)
- 電気工事に関する苦情の処理のあつせん等 (第三十三条)
- ヲ 事業の廃止の届出の受理(第三十四条) みなし電気工事業者の電気工事業の開始の届出、その届出事項の変更の届出及び電気工
- 農業改良資金助成法 ( 昭和三十一年法律第百二号 ) の施行に関する次のこと。
- 1 この号において「規則」という。) 第十四条) 一時償還の請求 ( 第九条、農業改良資金貸付規則 ( 平成十四年宮城県規則第百号。 以下
- 支払の猶予 (第十条)
- 違約金の徴収 (第十一条、規則第二十条)
- くは交替の要求 (規則第三条) 連帯保証人に加えての担保の提供、担保の追加若しくは変更又は連帯保証人の追加若し
- 書類の指定 (規則第四条)
- 貸付けの決定及び意見の要請 (規則第五条)
- 借用証書の受理 (規則第六条)
- 貸付けの決定の取消し(規則第七条、第八条)
- 貸付金の交付 (規則第九条)

ヌ

- 書類の指定及び事業実施報告書の受理(規則第十一条)
- 繰上償還届の受理 (規則第十三条)
- ヲ 支払猶予の決定及び借用証書の受理 (規則第十五条)
- ワ 事業計画の変更の承認 (規則第十六条)
- 連帯保証人の追加又は交替の承認及び借用証書の受理(規則第十七条)
- ∃ 変更届の受理 (規則第十八条)
- 借受者の変更の承認及び借用証書の受理 (規則第十九条)

タ

力

- 報告及び資料の提出の要求並びに立入調査 (規則第二十一条)
- 融資機関による貸付け決定等に係る承認 (規則第二十二条)
- 農地法の施行に関する次のこと。

(17)

準適合命令 (第三十四条、第三十五条、第三十五条の二)

認定保安機関に対する保安業務実施命令、方法改善命令、

保安業務規程変更命令及び基

一般消費者等の数の減少の届出の受理 (第三十三条)

IJ

第三十五条

```
号外第8号
                                                                                 平成20年3月31日
                                                                                                                                                                                                                 月曜日 宮
                                                                                                                                                                                                                                                                                                             城
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        県
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   公
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            報
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                (18)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      士五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             十三 農業制度資金 (知事が特に認めるものを除く。) に係る利子補給等の承認 (宮城県農業
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               <u>+</u>
           カワヲ
                                                         ル
                                                                           ヌ
                                                                                            IJ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           協同組合中央会及び市町村の利子補給の承認に関する事前協議に係る承諾を含む。)及びその
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     П
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        ロイ
                                                                                                                                                                                                                                                                   ロ 土地改良事業計画の変更及び土地改良事業の廃止認可申請等に係る手続の省略の承認
                                                                                                                                                                                                                  の公告 (第四十八条、第八十四条、第九十五条の二、第九十六条の三)
                                                                                                                                                                                                                                                                                      四十八条、第八十四条)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              農業経営基盤強化促進法第三十六条の規定による助言及び指導
                                                                                                                                                                                                                                                    (第四十八条、第八十四条、第九十五条の二、第九十六条の三)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    (第十三条)
                                                                                                                                                                                                                                  土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止及び新たな土地改良事業の施行の認可等
                                                                                                                                              登記の申請 (第五十五条、第八十九条の二)
                                                                                                                                                                  (第八十九条の二)
                                                                                                                                                                                換地計画の作成、換地処分及び一時利用地の指定 (これらに係る公告及び縦覧を除く。)
                                                                                                                                                                                                 応急工事計画の認可等 (第四十九条、第八十四条、第九十六条の四)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                     土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止及び新たな土地改良事業の施行の認可(第
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  (第十五条)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転についての調停
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   市町村の農業振興地域整備計画の変更の協議及び同意 (知事が別に定めるものに限る。)
                                                                                                                              負担金、特別徴収金及び分担金の徴収(第九十条、第九十条の二、第九十一条)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告及びその内容の公表 (第十五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                開発行為に係る違反者に対する監督処分 (第十五条の三)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する次のこと。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    違反転用に対する処分 (第八十三条の二)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      立入調査 (第八十二条)
                                                                            管理の委託 (第九十四条の六)
                                                                                             台帳の整備 (第九十四条の五)
                                                                                                              他目的使用等の決定(第九十四条の四の二)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       土地改良法の施行に関する次のこと。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行に関する次のこと。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       農地転用の許可 (第四条)
                                          市町村が土地改良事業を行う場合の同意の公告 (第九十六条の二)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       実施状況についての報告の徴収 (第九条)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 農用地区域内における開発行為の許可(第十五条の二)
          工事完了届の公告 (第百十三条の二)
                         工事の着手及び完了の届出の受理 (第百十三条の二)
                                                           農業協同組合からの意見の聴取 (第九十六条の二)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           導入計画の認定 (第四条)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      農地及び採草放牧地の転用のための権利の設定及び移転の許可(第五条)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        導入計画の認定の取消し (第五条)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         導入計画の変更の認定 (第五条)
                                                                                                                                                                                                                                   \frac{-}{+}
                                                                                                                                                                                ۲
                                                                                                                                                                                                1
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       ソ
                                          事業の内容の変更のうち軽微なものの承認
```

```
県営土地改良事業に係る届出 (第百十三条の三)
```

- 県営土地改良事業に係る土地の分割及び合併(第百十四条)
- 県営土地改良事業に係る土地立入りの公告 (第百十八条)
- 六条) 管理の委託の協議 (土地改良法施行令 (以下この号において「政令」という。)第五十
- 財産の引継ぎ(政令第五十七条)
- 他目的使用等の承認 (政令第五十九条)
- 報告の徴収 (政令第六十五条)
- 実地監査(政令第六十六条)
- 標識の設置 (政令第六十七条)
- 県営土地改良事業条例の施行に関する次のこと。
- 延滞金の徴収 (第十条)
- 分担金の納入期日の変更及び延滞金の減免 (第十一条)
- 定による延滞金の徴収及び減免 |国営土地改良事業負担金等徴収条例 (昭和三十四年宮城県条例第三十六号)第六条の規
- 土地改良財産及び開拓地整備事業に係る開拓道路財産に関する次のこと。
- 財産の目的外使用の許可及び改築又は追加工事の承認
- 財産の目的外使用の許可に係る使用料の減免及び返還
- 財産の管理委託契約の締結
- 原因者が行う工事等に関する契約の締結
- 地すべり防止区域内に係るものに限る。)。 地すべり等防止法の施行に関する次のこと ( 農地保全及び林野保全のために指定された
- 土地の立入り及び一時使用 (第十六条)
- 行為の許可 (第十八条)
- 行為の協議 (第二十条)
- 監督処分 (許可の取消しを除く。) (第二十一条)
- 報告の徴収及び立入調査 (第二十二条)
- (農地保全及び林野保全のために指定された地すべり防止区域内に係るものに限る。)。 地すべり等防止法施行条例 (平成十二年宮城県条例第七十九号) の施行に関する次のこ
- 変更の許可及び変更の届出の受理 (第四条)
- 着手の届出の受理 (第五条)
- 終了等の届出の受理及び終了等の検査(第六条)
- 地位の承継の届出の受理 (第八条)
- 二十一 農業農村整備事業及び開拓地整備事業に関する不動産登記法 (平成十六年法律第百二 十三号)及び土地改良登記令(昭和二十六年政令第百四十六号)に基づく登記の嘱託又は申
- 二十二 農地等災害復旧事業の施行に関する次のこと。 一件の補助金額千万円未満の事業に係る指令前着工の承認
- |十三| 国営土地改良事業及び県営土地改良事業の換地業務に係る事務の委託 (一件三千万円 以上の確定測量の委託を除く。)

- 八 口
- りた)、市町村森林整備計画の策定又はその変更の際の協議に対する回答(第十条の五、第十条ハ(市町村森林整備計画の策定又はその変更の際の協議に対する回答(第十条の五)第一条可(開発行為に係る土地の面積が十ヘクタール未満のものに限る。)(第十条の二)

開発行為 (土石の採取、農用地の造成及び土捨場の設置を目的とするものに限る。)

の

IJ

開発行為の許可に係る市町村長の意見の聴取(第十条の二)

森林法の施行に関する次のこと。

- | 保安林内の立木の戈采等の庁為こ系る許可(第三十四条)| の六)| 「田林家村里保証区登録スプープで図画で作った」|
- | 保安林内の立木の伐採等の行為に係る許可 (第三十四条)
- へ 保安林内の択伐に係る届出の受理 (第三十四条の二)
- 保安林内の択伐の計画の変更の命令 (第三十四条の二)
- チ 保安林内の間伐に係る届出の受理 (第三十四条の三)
- ・ | 保安林内の間伐の計画の変更の命令 (第三十四条の三)
- イ 野生動植物保護地区内における行為の許可 (第二十条)
- の受理 (第二十一条、第二十六条) では、第二十一条、第二十六条) の最近の受理 (第二十一条、第二十六条) では、一条、第二十六条) の新築、改築及び増築(改築又は増築後において延べ平方メートル以下のものに限る。)の新築、改築及び増築(改築又は増築後において延べ平方メートル以下のものに限る。)の新築、改築及び増築(改築又は増築後において延べ口、県自然環境保全地域の普通地区及び緑地環境保全地域内における建築物(延べ面積が千円、県自然環境保全地域の普通地区及び緑地環境保全地域内における建築物(延べ面積が千円の
- る。) ( 第二十一条、第二十六条 ) 措置命令及びこれらの処分に係る期間の延長又は短縮 ( 口に掲げる行為に係るものに限八 県自然環境保全地域の普通地区及び緑地環境保全地域内における行為の禁止、制限又は
- 二(中止命令等 ( イから八までに掲げる事務に係るものに限る。) ( 第二十二条、第二十七条 )る。) ( 第二十一条、第二十六条 )

宮

- |十六 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する次のこと。
- を除く。) (第十条) ローイの許可に係る措置命令及び当該許可の取消し (事業担当区域を超える区域に係るもの
- に措置命令(事業担当区域を超える区域に係るものを除く。)(第十五条)ハ 指定猟法禁止区域内における指定猟法による鳥獣の捕獲許可及び当該許可の取消し並び
- 一 狩猟免許申請書の受理 (第四十一条)
- 条、第五十条)
  系、第五十条)
- 条) 狩猟免許更新申請書の受理、狩猟免許の更新並びに適性試験及び講習の実施 (第五十へ 狩猟免許更新申請書の受理、狩猟免許の更新並びに適性試験及び講習の実施 (第五十
- 者に係るものに限る。) (第五十五条、第五十八条、第六十条、第六十一条)ト 狩猟者登録、変更登録及び登録の拒否並びに狩猟者登録証等の交付 (事業担当区域居住
- 狩猟者登録の抹消、取消し及び効力の停止 (事業担当区域居住者に係るものに限る。)

- (第六十三条、第六十四条)
- □┼□系┘報告の徴収及び立入検査(イからチまでに係る事務に関し必要となる場合に限る。) (第報告の徴収及び立入検査 (イからチまでに係る事務に関し必要となる場合に限る。) (第

- 新築及び第一種特別地域における道路の新築を除く。)に限る。)の許可(第十三条)の伐採を除く。)、ゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為、二車線以上の道路の附則第三項第一号に規定する行為(面積が五千平方メートル以上の開発に係る行為(木竹門)地域内における行為(自然公園法施行令(以下この号において「政令」という。)
- (第二十六条) スキー場の建設、増設等に係る行為を除く。ハにおいて同じ。) に限る。) の届出の受理ル以上の開発に係る行為、鉱業法又は採石法の適用を受ける土石の採取及びゴルフ場又は口 普通地域内における行為 (政令附則第三項第三号に規定する行為 (面積が二十ヘクター
- 分に係る期間の延長並びに当該行為の着手制限期間の短縮 (第二十六条) 普通地域内における行為の禁止、制限及び当該行為に関する措置命令並びにこれらの処
- 七条) 七条) 一十分では、「中止命令及び原状回復命令等(イから八までに掲げる事務に係るものに限る。)(第二十二 中止命令及び原状回復命令等(イから八までに掲げる事務に係るものに限る。)(第二十
- 十八条) 十八条) ホ 報告の徴収、立入検査及び調査 (イから八までに掲げる事務に係るものに限る。) (第二
- 区域に係るものを除く。)。 二十八 国定公園区域内における自然公園法の施行に関する次のこと(事業担当区域を超える
- 三条) 及び第一種特別地域における道路の新築を除く。口において同じ。)の許可(第十含む。)及び第一種特別地域における道路の新築を除く。口において同じ。)の許可(第十年、改築又は増築後において当該規模を超える工作物となる場合における改築又は増築をが五十メートル又は地上部の容積が三万立方メートルを超える工作物の新築、改築又は増場の建設、増設等に係る行為、二車線以上かつ延長が千メートル以上の道路の新築、高さ場の建設、増設等に係る行為(面積が一へクタール以上の開発に係る行為(道路の新築及び一、特別地域内における行為(面積が一へクタール以上の開発に係る行為(道路の新築及び
- 竹の植栽及び家畜の放牧の届出の受理(第十三条)する物が指定された際に着手している行為及び非常災害の応急措置としての行為並びに木口 特別地域内における当該特別地域の指定若しくはその区域の拡張の際又は集積等を規制
- く。二において同じ。) の届出の受理 (第二十六条)石法の適用を受ける土石の採取及びゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為を除ハ 普通地域内における行為 (面積が二十ヘクタール以上の開発に係る行為、鉱業法又は採
- 二 普通地域内における行為の禁止、制限及び当該行為に関する措置命令並びにこれらの処

分に係る期間の延長並びに当該行為の着手制限期間の短縮 (第二十六条)

- 中止命令及び原状回復命令等(イ、 八及び二に掲げる事務に係るものに限る。) (第二十
- 報告の徴収、立入検査及び調査 (イ、ハ及び二に掲げる事務に係るものに限る。) (第1
- に限る。) (第五十六条) 国の特例に係る協議への回答及び協議の請求等 (イから八までに掲げる事務に係るもの
- |十九||県立自然公園条例の施行に関する次のこと (事業担当区域を超える区域に係るものを 除く。)。
- が五十メートル又は地上部の容積が三万立方メートルを超える工作物の新築、改築又は増 場の建設、増設等に係る行為、二車線以上かつ延長が千メートル以上の道路の新築、高さ 含む。) 及び第一種特別地域における道路の新築を除く。 口において同じ。) の許可 (第十 築(改築又は増築後において当該規模を超える工作物となる場合における改築又は増築を 木竹の伐採を除く。)、鉱業法又は採石法の適用を受ける土石の採取、ゴルフ場又はスキー 特別地域内における行為 (面積が一ヘクタール以上の開発に係る行為 (道路の新築及び
- 竹の植栽及び家畜の放牧の届出の受理 (第十条) する物が指定された際に着手している行為及び非常災害の応急措置としての行為並びに木 特別地域内における当該特別地域の指定若しくはその区域の拡張の際又は集積等を規制

公

報

- 石法の適用を受ける土石の採取及びゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為を除 普通地域内における行為 (面積が二十ヘクタール以上の開発に係る行為、鉱業法又は採
- 二 普通地域内における行為の禁止、割限及び当該行為に関する措置命令並びにこれらの処 分に係る期間の延長並びに当該行為の着手制限期間の短縮(第十二条) 二において同じ。) の届出の受理 (第十二条)
- 中止命令及び原状回復命令等 (イ、八及び二に掲げる事務に係るものに限る。) (第十三
- へ 報告の徴収、立入検査及び調査 (イ、ハ及びニに掲げる事務に係るものに限る。) (第十
- に限る。) (第十八条の二) 県の特例に係る協議への回答及び協議の請求等 (イから八までに掲げる事務に係るもの
- 三十(地方自治法第二百三十一条の三第一項から第三項までの規定による強制徴収(同法附則 第六条第四号に掲げる金銭に係るものに限る。)
- 二十一 工事に関する次のこと
- 更に係る額が五百万円を超えるものに限る。)及び三千万円を超える額の設計変更について 除く。)。ただし、起工額の三十パーセントに相当する金額を超える額の設計変更(当該変 令達予算又は債務負担行為に基づく起工額一件三億円未満の工事の施行 (工事の検査を 事前に知事の承認を受けなければならない。
- 起工額一件三億円以上の工事の監督
- 令達予算に基づく請負代金額一件二千万円未満の工事の中間検査及び完成検査
- 工事 (建築工事及び建築工事に附帯する設備工事を除く。) の出来高検査
- ホ 建設工事執行規則第二十九条の二第一項の規定による中間前金払の認定

- 三十二(令達予算又は債務負担行為に基づく一件一億五千万円未満の用地買収及び補償
- 三十三 市町村、団体及びその他の者が行う補助事業 (経済商工観光部及び農林水産部が所管 するものに限る。) に係る確認調査
- 三十四 工事の施行及び地方振興事務所が維持管理する施設に係る関係法令に基づく届出及び 行為の許可申請等。ただし、公有水面埋立法に基づくものを除く。
- 三十五 土地の境界の確認
- 三十六 工事に関する土地使用貸借契約の締結
- 三十七 第二十一号に規定するもののほか工事の施行及び施設の維持管理に係る不動産登記法 のを含む。) に基づく登記の嘱託 ( 農林水産省 ( 水産庁 ) の所管に属する漁港に関する国有財産に係るも
- 三十八 知事が別に定める単価契約の締結並びに地方公所及び物品の決定
- 三十九 補助金等交付規則の施行に関する次のこと(令達予算に基づく市町村振興総合補助金) 小規模事業経営支援事業費補助金、商工会連合会及び商工会議所連合会に係るものを除く。)、 小山田川水系ダム管理費補助金 (栗原地域事務所長に限る。) に係るものに限る。)。
- 補助金等の交付の決定 (第四条)
- 事情変更による決定の取消し等 (第八条)
- 状況報告の徴収 (第十条)
- 補助事業等の遂行等の命令 (第十一条)

補助金等の額の確定等 (第十三条)

- 是正措置命令 (第十四条)
- 補助金等の交付 (第十五条)
- チ 交付決定の取消し (第十六条)
- IJ 返還命令 (第十七条)
- ヌ 財産の処分の承認(第二十一条)
- 立入検査等 (第二十二条)
- 証紙規則第十五条の規定に基づく証紙返還申請書の受理及び証紙の他の証紙との交換

養鶏振興法の施行に関する次のこと (栗原地域事務所長に限る。)

- 標準鶏の認定 (第五条)
- 報告の徴収及び立入検査 (第十六条)
- 四十 一 牧野法の施行に関する次のこと (栗原地域事務所長に限る。)。
- 1 立入検査、報告の徴収及び必要な措置をとるべき旨の指示 (第六条、第十二条、 第十九
- 完了届出の受理 (第十三条)
- 牧野の害虫駆除の指示 (第十八条)
- 四十三 家畜商法第十一条の三の規定による立入検査 (栗原地域事務所長に限る。)
- 四十四 家畜取引法第二十九条の規定による報告の徴収及び立入検査 ( 栗原地域事務所長に限
- 四十五 養ほう振興法の施行に関する次のこと (栗原地域事務所長に限る。)。
- 養ほう業者の届出の受理 (第三条)
- みつばちの転飼の許可 (第四条)
- 四十六 養ほう振興法施行条例 (平成十二年宮城県条例第六十八号) の施行に関する次のこと

転飼の届出の受理 (第九条) 報告の徴収及び立入検査 (第七条)

(栗原地域事務所長に限る。)。

四十七 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行に関する次のこと (栗原地域事務所長に限る。)。

指導及び助言 (第四条)

管理基準を遵守すべき旨の勧告(第五条)

報告の徴収及び立入検査 (第六条)

処理高度化施設整備計画の認定 (第九条)

処理高度化施設整備計画の変更の認定 (第十条)

実施状況についての報告の徴収 (第十三条) 処理高度化施設整備計画の認定の取消し (第十条)

四十八 県民の森等の設置及び管理に関する条例 (平成元年宮城県条例第二十二号) 第六条第 一項の規定による行為の許可 ( こもれびの森の管理に係るものに限る。) ( 栗原地域事務所長

四十九 家畜改良増殖法施行令第十条第一項の規定による免許証の返納等の受理(栗原地域事 務所長に限る。)

五十 家畜改良増殖法施行条例第六条の規定による人工授精状況の報告の受理 (栗原地域事務 所長に限る。)

別表第三副所長 (技術を担当する副所長)の専決事項の項の次に次のように加える

地域事務所に置かれる副所長 (技術を担当する副所長)

更 ( 当該変更に係る額が五百万円を超えるものに限る。 ) 及び三千万円を超える額の設計変更 (工事の検査を除く。)。ただし、起工額の三十パーセントに相当する金額を超える額の設計変 令達予算又は債務負担行為に基づく起工額一件一億五千万円以上二億円未満の工事の施行

宮

改める。 り、同項第六号中、こと」の下に(二以上の地方振興事務所の所管区域に販売所を設ける場合を除く。)」 第三号中「(昭和三十一年法律第百二号)」を削り、同号イ中「平成十四年宮城県規則第百号。」を削 済組合連合会及び」を加え、同号中イを削り、口をイとし、八からへまでを口からホまでとし、 を加え、 一号ずつ繰り上げ、同表農業振興部長の専決事項の項第二号ただし書中「ただし、」の下に「農業共 別表第三総務部長の専決事項の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを 同項第七号チ中「立入検査」を「立入調査」に改め、同項第九号八からホまでを次のように 同項

- 農用地区域内における開発行為の許可(第十五条の二)
- 開発行為に係る違反者に対する監督処分 (第十五条の三)
- 朩 農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告及びその内容の公表(第十五条の

四

とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十七号を次のように改める。 え、「第十五条、第五十条」を「第十五条、第四十九条、第五十条」に改め、同項中第八号を第七号 書の受理、狩猟免許」に改め、同号ヌ中「受理」の下に「並びに狩猟免状の住所の変更の通知」を加 り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号へ中「狩猟免許」を「狩猟免許更新申請 号中「(平成十二年宮城県条例第七十九号)」を削り、同表林業振興部長の専決事項の項中第五号を削 別表第三農業振興部長の専決事項の項第九号へを削り、同表農業農村整備部長の専決事項の項第六

十七 県有林及び県有防災林に関する次のこと。

入林許可 (県有林に係るものに限る。)

П その許可に係る使用料の減免 係るもの及びこれ以外の使用であつて使用期間が一年を超えないものに係るものに限る。)及び 目的外使用許可(電柱類若しくは鉄塔類の設置又は管類(ケーブルを含む。)の地下埋設に

第十九号を第十八号とし、第二十号を削り、同表農林振興部長の専決事項の項の次に次のように加える。 別表第三農業農村整備部長の専決事項の項中第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、

地域事務所に置かれる総務部長

採石法の施行に関する次のこと。

採取計画の認可 (採取面積が一ヘクタール以上のものを除く。) (第三十三条

ロ 採取計画の変更に係る認可 (採取面積が一ヘクタール以上のものを除く。) (第三十三条

採取計画の軽微な変更に係る届出の受理(第三十三条の五)

市町村長の意見の聴取等(第三十三条の六)

報告の徴収及び立入検査 (第四十二条)

二 高圧ガス保安法の施行に関する次のこと。

販売事業の届出の受理 (液化石油ガスの販売に係るものに限る。) (第二十条の四)

(液化石油ガスの販売に係るものに限る。)(第二十一条、第二十八条) 販売事業の廃止の届出並びに販売主任者及び取扱主任者の選任又は解任の届出の受理

報告の徴収及び立入検査(第六十一条、第六十二条)

二 事故届の受理 (販売業者 (液化石油ガスの販売に係るものに限る。) 及び液化石油ガス の保安の確保及び取引の適正化に関する法律第六条の液化石油ガス販売事業者に係るもの に限る。) (第六十三条)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する次のこと。

販売事業の登録及びその消除 (第三条の二、第二十六条の二)

1

登録簿謄本の交付及び閲覧の請求の受理 (第三条の二)

販売所等の変更の届出、地位承継の届出及び販売事業の廃止の届出の受理 (第八条、 第

十条、第二十三条)

```
報
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        (22)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     七
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        六 五
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             几
 ルヌリ
                                                                      チ
                                                                                                                                                                                         二連帯保証人に加えての担保の提供、
                                                                                                                                                                                                                                                                                        1
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            電気工事業の業務の適正化に関する法律の施行に関する次のこと。
                                                                                                                                                                  くは交替の要求 (規則第三条)
                                                                                                                                                                                                                                                                う。)第十四条
                                                                                                                                                                                                                                                                                                             農業改良資金助成法の施行に関する次のこと。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  歳入歳出外現金の収入調定及び納入通知並びに支出命令
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         知事が別に定める単価契約の締結並びに地方公所及び物品の決定
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                証紙規則第十五条の規定に基づく証紙返還申請書の受理及び証紙の他の証紙との交換
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         第三十五条)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       事業の廃止の届出の受理(第三十四条)
                                                                                                                                                                                                                                      支払の猶予 (第十条)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   液化石油ガス器具等の提出命令 (第八十三条の二)
                                                                                            借用証書の受理 (規則第六条)
                                                                                                                   貸付けの決定及び意見の要請(規則第五条)
                                                                                                                                          書類の指定 (規則第四条)
                                                                                                                                                                                                                違約金の徴収 (第十一条、規則第二十条)
                                                                                                                                                                                                                                                                                    一時償還の請求 ( 第九条、農業改良資金貸付規則 ( 以下この号において 「規則」とい
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       登録行政庁の変更の届出の受理 (第八条)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   電気工事業者の登録及び更新の登録(第三条)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   保安機関の認定及び更新認定 (第二十九条、第三十二条)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           業務主任者等の選任又は解任の届出の受理(第十九条、第二十一条)
繰上償還届の受理 (規則第十三条)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  電気工事業者登録簿の謄本の交付及び閲覧 (第十六条)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          電気工事業者の登録の消除及び登録証の返納の受理 (第十四条、第十五条)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 電気工事業の廃止の届出の受理 (第十一条)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         登録事項の変更の届出の受理及び登録証の訂正 (第十条)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                電気工事業者の地位承継の届出の受理 (第九条
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              登録証の交付及び再交付 (第七条、第十二条)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        報告の徴収及び立入検査等(第八十二条、第八十三条)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 貯蔵施設等の完成検査 (第三十七条の三)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       貯蔵施設等の設置許可及び変更許可 (第三十六条、第三十七条の二)
                       書類の指定及び事業実施報告書の受理 (規則第十一条)
                                               貸付金の交付 (規則第九条)
                                                                      貸付けの決定の取消し(規則第七条、第八条)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     地域事務所に置かれる農業振興部長
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              みなし電気工事業者の電気工事業の開始の届出、その届出事項の変更の届出及び電気工
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     電気工事に関する苦情の処理のあつせん等 (第三十三条)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            報告の徴収及び立入検査 (第二十九条)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             一般消費者等の数の増加の認可並びに保安業務規程の認可及び変更の認可( 第三十三条:
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               一般消費者等の数の減少の届出の受理 (第三十三条)
                                                                                                                                                                                        担保の追加若しくは変更又は連帯保証人の追加若し
```

- ヲ 支払猶予の決定及び借用証書の受理(規則第十五条)
- ワ 事業計画の変更の承認 (規則第十六条)
- カ 連帯保証人の追加又は交替の承認及び借用証書の受理(規則第十七条)
- ∃ 変更届の受理 (規則第十八条)
- タ 借受者の変更の承認及び借用証書の受理 (規則第十九条)
- 報告及び資料の提出の要求並びに立入調査(規則第二十一条)
- 融資機関による貸付け決定等に係る承認(規則第二十二条)
- 農地法の施行に関する次のこと。
- 農地転用の許可 (第四条)
- 農地及び採草放牧地の転用のための権利の設定及び移転の許可(第五条)
- 立入調査 (第八十二条)
- 違反転用に対する処分 (第八十三条の二)
- 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する次のこと。
- 1 市町村の農業振興地域整備計画の変更の協議及び同意 (知事が別に定めるものに限る。)
- П (第十五条) 所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転についての調停
- 農用地区域内における開発行為の許可 (第十五条の二)
- 開発行為に係る違反者に対する監督処分 (第十五条の三)
- 農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告及びその内容の公表 (第十五
- 農業経営基盤強化促進法第三十六条の規定による助言及び指導
- 五 同組合中央会及び市町村の利子補給の承認に関する事前協議に係る承諾を含む。)及びその変 農業制度資金 (知事が特に認めるものを除く。) に係る利子補給等の承認 (宮城県農業協
- 六 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行に関する次のこと。
- 導入計画の認定 (第四条)
- 導入計画の変更の認定 (第五条)
- 導入計画の認定の取消し (第五条)
- 二 実施状況についての報告の徴収 (第九条)
- 有水面埋立法に基づくものを除き、所管の工事及び維持管理施設に係るものに限る。) 工事の施行及び維持管理する施設に係る関係法令に基づく届出及び行為の許可申請等 ( 公

# 栗原地域事務所に置かれる畜産振興部長

- 家畜改良増殖法施行令第十条第一項の規定による免許証の返納等の受理
- 家畜改良増殖法施行条例第六条の規定による人工授精状況の報告の受理
- 養鶏振興法の施行に関する次のこと。
- 標準鶏の認定 (第五条)
- 報告の徴収及び立入検査 (第十六条)
- 養ほう振興法の施行に関する次のこと

兀

1

П

養ほう業者の届出の受理 (第三条)

五

養ほう振興法施行条例の施行に関する次のこと。

報告の徴収及び立入検査 (第七条)

П

みつばちの転飼の許可 (第四条)

- タ 県営土地改良事業に係る土地の分割及び合併 (第百十四条)
- 県営土地改良事業に係る土地立入りの公告 (第百十八条)
- ソ 六条) 管理の委託の協議 (土地改良法施行令 (以下この号において「政令」という。) 第五十
- 財産の引継ぎ(政令第五十七条)

ツ

- 他目的使用等の承認 (政令第五十九条)
- 報告の徴収 (政令第六十五条)
- 実地監査 (政令第六十六条)
- 標識の設置 (政令第六十七条)
- 二 県営土地改良事業条例の施行に関する次のこと。
- 延滞金の徴収 (第十条)
- 分担金の納入期日の変更及び延滞金の減免 (第十一条)
- 土地改良財産及び開拓地整備事業に係る開拓道路財産に関する次のこと。 国営土地改良事業負担金等徴収条例第六条の規定による延滞金の徴収及び減免
- 財産の目的外使用の許可に係る使用料の減免及び返還

財産の目的外使用の許可及び改築又は追加工事の承認

財産の管理委託契約の締結

原因者が行う工事等に関する契約の締結

- 域内に係るものに限る。)。 地すべり等防止法の施行に関する次のこと ( 農地保全のために指定された地すべり防止区
- 土地の立入及び一時使用 (第十六条)
- 行為の許可 (第十八条)
- 行為の協議 (第二十条)
- 監督処分 (許可の取消しを除く。) (第二十一条)
- 報告の徴収及び立入検査(第二十二条)
- り防止区域内に係るものに限る。)。 地すべり等防止法施行条例の施行に関する次のこと(農地保全のために指定された地すべ
- 変更の許可及び変更の届出の受理 (第四条)
- 着手の届出の受理 (第五条)
- 終了等の届出の受理及び終了等の検査(第六条)
- 地位の承継の届出の受理(第八条)
- 農地等災害復旧事業の施行に関する次のこと。
- 一件の補助金額五百万円未満の事業に係る指令前着工の承認
- ロ 事業の内容の変更のうち軽微なものの承認
- 八 国営土地改良事業及び県営土地改良事業の換地業務に係る事務の委託 (一件三千万円以上
- の確定測量の委託を除く。)

九 工事に関する次のこと。

イ 令達予算又は債務負担行為に基づく起工額一件一億五千万円未満の工事の施行 (工事の 検査を除く。)。 ただし、起工額の三十パーセントに相当する金額を超える額の設計変更 ( 当該変更に係る額が二百万円を超えるものに限る。)及び二千万円を超える額の設計変更

を除く。

- 請負代金額一件二千万円未満の工事の中間検査及び完成検査
- 工事 (建築工事及び建築工事に附帯する設備工事を除く。) の出来高検査
- 二)建設工事執行規則第二十九条の二第一項の規定による中間前金払の認定
- 査、測量又は設計の委託 令達予算に基づく建設業法第二条第一項に定める建設工事に係る一件三千万円未満の調
- 市町村、団体及びその他の者が行う補助事業のうち事業費四千万円(災害復旧事業にあ
- 十二 工事の施行及び維持管理する施設に係る関係法令に基づく届出及び行為の許可申請等 つては、査定事業費二千万円) 未満のものの確認調査
- 十三 農業農村整備事業及び開拓地整備事業に関する不動産登記法及び土地改良登記令に基づ (公有水面埋立法に基づくものを除き、所管の工事及び維持管理施設に係るものに限る。)
- 土地の境界の確認

く登記の嘱託又は申請

工事に関する土地使用貸借契約の締結

地域事務所に置かれる林業振興部長

- 域内に係るものに限る。)。 地すべり等防止法の施行に関する次のこと (林野保全のために指定された地すべり防止区
- 土地の立入及び一時使用 (第十六条)
- 行為の許可 (第十八条)
- 行為の協議 (第二十条)
- 監督処分 (許可の取消しを除く。) (第二十一条)
- 報告の徴収及び立入検査 (第二十二条)
- り防止区域内に係るものに限る。)。 地すべり等防止法施行条例の施行に関する次のこと(林野保全のために指定された地すべ
- 変更の許可及び変更の届出の受理(第四条)
- 着手の届出の受理 (第五条)
- 終了等の届出の受理及び終了等の検査(第六条)
- 地位の承継の届出の受理 (第八条)
- 森林法の施行に関する次のこと。
- 開発行為の許可に係る市町村長の意見の聴取 (第十条の二)
- 許可 ( 開発行為に係る土地の面積が十ヘクタール未満のものに限る。) ( 第十条の二 ) 開発行為(土石の採取、農用地の造成及び土捨場の設置を目的とするものに限る。)の
- 市町村森林整備計画の策定又はその変更の際の協議に対する回答 (第十条の五、第十条
- 保安林内の立木の伐採等の行為に係る許可(第三十四条)
- 保安林内の立木伐採完了の届出の受理及び緊急時の伐採の届出の受理 (第三十四条)
- 保安林内の択伐に係る届出の受理 (第三十四条の二)
- 保安林内の択伐の計画の変更の命令 (第三十四条の二)
- 保安林内の間伐に係る届出の受理 (第三十四条の三)
- リチ 保安林内の間伐の計画の変更の命令 (第三十四条の三)

自然環境保全条例の施行に関する次のこと (事業担当区域を超える区域に係るものを除

兀

- 野生動植物保護地区内における行為の許可(第二十条)
- の受理 (第二十一条、第二十六条) 更 (当該変更に係る土地の面積が二千平方メートル以下のものに限る。) の届出及び通知 平方メートル以下のものに限る。) の新築、改築及び増築(改築又は増築後において延べ 面積が千平方メートルを超える場合における改築又は増築を除く。)並びに土地の形質の変 県自然環境保全地域の普通地区及び緑地環境保全地域内における建築物 (延べ面積が千
- ハ 県自然環境保全地域の普通地区及び緑地環境保全地域内における行為の禁止、制限又は る。) (第二十一条、第二十六条) 措置命令及びこれらの処分に係る期間の延長又は短縮(口に掲げる行為に係るものに限
- 二 中止命令等 (イから八までに掲げる事務に係るものに限る。) (第二十二条、第二十七条)
- 第三十五条) 報告の徴収(イ及び八に掲げる事務に係るものに限る。)及び立入調査(第三十四条、
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する次のこと。

五

- イ 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可 ( 事業担当区域を超える区域に係るものを除
- ロ イの許可に係る措置命令及び当該許可の取消し (事業担当区域を超える区域に係るもの く。) (第九条) を除く。) (第十条)
- に措置命令(事業担当区域を超える区域に係るものを除く。)(第十五条) 指定猟法禁止区域内における指定猟法による鳥獣の捕獲許可及び当該許可の取消し並び
- 二 狩猟免許申請書の受理 (第四十一条)

条、第五十条)

- 狩猟免許試験の合格の決定及び取消し並びに狩猟免状の交付等(第四十二条、 第四十三
- 狩猟免許更新申請書の受理、狩猟免許の更新並びに適性試験及び講習の実施 (第五十一
- 者に係るものに限る。) (第五十五条、第五十八条、第六十条、第六十一条) 狩猟者登録、変更登録及び登録の拒否並びに狩猟者登録証等の交付(事業担当区域居住
- (第六十三条、第六十四条) 狩猟者登録の抹消、取消し及び効力の停止 (事業担当区域居住者に係るものに限る。)
- リ 報告の徴収及び立入検査 (イからチまでに係る事務に関し必要となる場合に限る。) (第
- ヌ イに規定する許可証及び従事者証、指定猟法許可証 (事業担当区域を超える区域に係る の住所の変更の通知 (第九条、第十五条、第四十六条、第五十四条、第六十一条、第六十 第五十条、第六十五条) 五条、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第七条、第十五条、第四十九条、 く。)に係る再交付、住所変更等の届出、許可に係る報告及び返納の受理並びに狩猟免状 ものを除く。)、狩猟免状並びに狩猟者登録証及び狩猟者記章 (県外居住者に係るものを除
- に係るものを除く。)。 国立公園区域内における自然公園法の施行に関する次のこと ( 事業担当区域を超える区域

1

- ロ 普通地域内における行為(政令附則第三項第三号に規定する行為(面積が二十ヘクター新築及び第一種特別地域における道路の新築を除く。)に限る。)の許可(第十三条)の伐採を除く。)、ゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為、二車線以上の道路のの伐採を除く。)、ゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為、二車線以上の道路の所則第三項第一号に規定する行為(面積が五千平方メートル以上の開発に係る行為(木竹村別地域内における行為(自然公園法施行令(以下この号において「政令」という。)
- (第二十六条)(第二十六条) は設等に係る行為を除く。ハにおいて同じ。) に限る。) の届出の受理スキー場の建設、増設等に係る行為を除く。ハにおいて同じ。) に限る。) の届出の受理ル以上の開発に係る行為、鉱業法又は採石法の適用を受ける土石の採取及びゴルフ場又は「音通地域内における行為(政令附則第三項第三号に規定する行為(面積が二十ヘクター
- 分に係る期間の延長並びに当該行為の着手制限期間の短縮 (第二十六条)八 普通地域内における行為の禁止、制限及び当該行為に関する措置命令並びにこれらの処
- 十八条) 十八条) 十八条) 十八条(一条) 十八条() 十八条) 十八条() 十八条() 十八条() 十八条() 十八条() (第二十八条) (第二十八条) (第二十八条) (第二十八条)
- 場の建設、増設等に係る行為、二車線以上かつ延長が千メートル以上の道路の新築、高さ木竹の伐採を除く。)、鉱業法又は採石法の適用を受ける土石の採取、ゴルフ場又はスキーイ、特別地域内における行為 (面積が一ヘクタール以上の開発に係る行為 (道路の新築及びに係るものを除く。)。
- 三条) 及び第一種特別地域における道路の新築を除く。口において同じ。)の許可(第十含む。)及び第一種特別地域における道路の新築を除く。口において同じ。)の許可(第十築(改築又は増築後において当該規模を超える工作物となる場合における改築又は増が五十メートル又は地上部の容積が三万立方メートルを超える工作物の新築、改築又は増場の建設、増設等に係る行為、二車線以上かつ延長が千メートル以上の道路の新築、高さ場の建設、増設等に係る行為、二車線以上かつ延長が千メートル以上の道路の新築、高さ
- 竹の植栽及び家畜の放牧の届出の受理(第十三条)する物が指定された際に着手している行為及び非常災害の応急措置としての行為並びに木口 特別地域内における当該特別地域の指定若しくはその区域の拡張の際又は集積等を規制

宮

- く。二において同じ。)の届出の受理 (第二十六条)石法の適用を受ける土石の採取及びゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為を除ハ 普通地域内における行為 (面積が二十ヘクタール以上の開発に係る行為、鉱業法又は採
- 分に係る期間の延長並びに当該行為の着手制限期間の短縮(第二十六条) 一 普通地域内における行為の禁止、制限及び当該行為に関する措置命令並びにこれらの処
- 七条) おいから できん (イ、八及び二に掲げる事務に係るものに限る。) (第二十本)中止命令及び原状回復命令等 (イ、八及び二に掲げる事務に係るものに限る。) (第二十
- 十八条)( 報告の徴収、立入検査及び調査 (イ、八及び二に掲げる事務に係るものに限る。) (第1
- に限る。) (第五十六条) ト 国の特例に係る協議への回答及び協議の請求等 (イから八までに掲げる事務に係るもの
- く^^ 県立自然公園条例の施行に関する次のこと (事業担当区域を超える区域に係るものを除八)県立自然公園条例の施行に関する次のこと (事業担当区域を超える区域に係るものを除
- 特別地域内における行為 (面積が一ヘクタール以上の開発に係る行為 (道路の新築及び

- 条) 条) 条) の変叉は増築後において当該規模を超える工作物となる場合における改築又は増築を が五十メートル又は地上部の容積が三万立方メートルを超える工作物の新築、改築又は増 場の建設、増設等に係る行為、二車線以上かつ延長が千メートル以上の道路の新築、高さ 木竹の伐採を除く。)、鉱業法又は採石法の適用を受ける土石の採取、ゴルフ場又はスキー
- 竹の植栽及び家畜の放牧の届出の受理(第十条)する物が指定された際に着手している行為及び非常災害の応急措置としての行為並びに木する物が指定された際に着手している行為及び非常災害の応急措置としての行為並びに木

- く。二において同じ。)の届出の受理(第十二条)石法の適用を受ける土石の採取及びゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為を除八 普通地域内における行為(面積が二十ヘクタール以上の開発に係る行為、鉱業法又は採
- て、コニゟをなり見代可愛なな話という、しながこころがら露めこれららって思ららっています。 分に係る期間の延長並びに当該行為の着手制限期間の短縮(第十二条)二、普通地域内における行為の禁止、制限及び当該行為に関する措置命令並びにこれらの処
- 報告の徴収、立入検査及び調査 (イ、ハ及びニに掲げる事務に係るものに限る。) (第十宗)中止命令及び原状回復命令等 (イ、ハ及びニに掲げる事務に係るものに限る。) (第十三年)
- に限る。) (第十八条の二)ト(県の特例に係る協議への回答及び協議の請求等 (イから八までに掲げる事務に係るもの))。
- ハ 工事に関する次のこと。
- を除く。(当該変更に係る額が二百万円を超えるものに限る。)及び二千万円を超える額の設計変更(当該変更に係る額が二百万円を超えるものに限る。)及び二千万円を超える額の設計変更検査を除く。)。ただし、起工額の三十パーセントに相当する金額を超える額の設計変更イ(令達予算又は債務負担行為に基づく起工額一件一億五千万円未満の工事の施行(工事の
- 請負代金額一件二千万円未満の工事の中間検査及び完成検査
- 、 工事 (建築工事及び建築工事に附帯する設備工事を除く。) の出来高検査
- 二 建設工事執行規則第二十九条の二第一項の規定による中間前金払の認定
- **省、測量又は設計の委託** (令達予算に基づく建設業法第二条第一項に定める建設工事に係る一件三千万円未満の調
- 松くい虫防除及び保安林整備に係る一件二千万円未満の役務の調達に係る委託
- つては、査定事業費二千万円) 未満のものの確認調査十二 市町村、団体及びその他の者が行う補助事業のうち事業費四千万円 (災害復旧事業にあ
- (公有水面埋立法に基づくものを除き、所管の工事及び維持管理施設に係るものに限る。)十三 工事の施行及び維持管理する施設に係る関係法令に基づく届出及び行為の許可申請等
- -四 土地の境界の確認
- 工事に関する土地使用貸借契約の締結
- 事務所栗原地域事務所におけるこもれびの森の管理に係るものに限る。)。十六、県民の森等の設置及び管理に関する条例第六条の規定による行為の許可 (北部地方振興

別表第三を別表第四とする。

# 別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三

## 各地域事務所長

- 各種行事の後援の決定
- 条第二号に規定する地方公所である地方機関の長の権限に属する事務の処理に関する次のこ この規程で別に定めるもののほか、事務委任規則第二条の三の規定により、財務規則第1
- 収入調定及び納入通知
- 負担行為」という。)に基づき、又は同法第二百三十四条の三の規定により行う支出負担行為 担行為及び支出命令並びに地方自治法第二百十四条に規定する債務負担行為(以下「債務 で一件につきそれぞれ次に定める額未満の支出を伴うものに係る令達予算に基づく支出負 く。)、重要物品の購入、補助金等の交付決定等及び知事が別に定める懇談会の開催を除く。) 知事が別に定める物品の購入及び次に掲げる事務 (工事の施行 (⑴に掲げるものを除 庁舎及び宿舎の維持修繕工事の施行 五百万円
- 工事用資材の購入 千万円

(2)

- 建設業法第二条第一項に定める建設工事に係る調査、測量又は設計の委託(三千万円
- (5) (4) (3) ③に掲げるもの以外の役務の調達に係る委託 二千万円
- (6) 知事が別に定める物品以外の物品の購入 五百万円 物品の借受け 予定賃借料の総額二千万円
- 食糧費の支出 三十万円
- ①から⑦までに掲げる事務以外の事務 三千万円
- 次に掲げる行政財産の目的外使用の許可及び当該許可に係る使用料の減免に関するこ
- 電柱類若しくは鉄塔類の設置又は管類(ケーブルを含む。)の地下埋設
- ①に掲げる使用以外の使用で使用期間が一年を超えないもの
- 二 一件五十万円未満の公共用財産 (公有財産規則第七条第一項第一号に規定する公共用財 産をいう。) の寄附の受納
- 物品に関する次のこと。
- 物品供用者の指定
- 一件五十万円未満の物品の寄附の受納

(2)

- (3) 類換えについては、事前に知事の承認を受けなければならない。 物品の分類換え、管理換え及び供用換え。ただし、重要物品から重要物品以外への分
- 物品の不用決定
- (5)物品の売払い、交換、譲渡又は廃棄については、事前に知事の承認を受けなければなら 物品の売払い、交換、譲渡、廃棄、公給、貸付け又は管理委託の決定。ただし、重要
- 物品の単価契約 (知事が別に定めるものを除く。)
- 物品の出納通知

- 歳入歳出外現金の収入調定及び納入通知並びに支出命令
- 国及び公共団体からの土地の無償借受け
- チ 一件三千万円未満の電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約
- 限る。)。 行政手続法の施行に関する次のこと(地域事務所長が専決できる不利益処分に係るものに
- 聴聞及び弁明の機会の付与の実施の決定 (第十三条)
- 代理人資格の喪失の届出の受理 (第十六条、第十七条)
- 及び次号において「規則」という。) 第八条) 文書等の開示の決定 (第十八条、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則 (以下この号
- 主宰者の指名 (第十九条)
- 聴聞の期日における審理の公開の決定(第二十条)
- 聴聞調書及び報告書の受理(第二十四条)
- 聴聞調書及び報告書の開示の決定 (第二十四条、規則第十八条)
- 聴聞の再開の決定 (第二十五条)
- 聴聞の期日の変更の決定 (規則第五条)
- に限る。)。 行政手続条例の施行に関する次のこと (地域事務所長が専決できる不利益処分に係るもの
- 聴聞及び弁明の機会の付与の実施の決定 (第十三条)
- 代理人資格の喪失の届出の受理(第十六条、第十七条)
- 文書等の開示の決定 (第十八条、規則第八条)
- 主宰者の指名 (第十九条)
- 聴聞の期日における審理の公開の決定(第二十条)
- 聴聞調書及び報告書の受理 (第二十四条)
- 聴聞調書及び報告書の開示の決定(第二十四条、規則第十八条)
- 聴聞の再開の決定 (第二十五条)
- 聴聞の期日の変更の決定 (規則第五条)
- 情報公開条例第六条の規定による行政文書の開示決定等
- 個人情報保護条例の施行に関する次のこと。
- 個人情報の開示等の決定 (第二十一条)
- 個人情報の訂正等の決定 (第三十条)
- 個人情報の利用停止等の決定 (第三十六条)
- 非常災害の応急措置
- 工事材料の完納検査及び運搬完了検査

### 附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。